

第二次雫石町総合計画前期基本計画

<実施計画>

2015▶2017

(平成27年度～平成29年度)

『みんなが主役 誇らしく心豊かなまち しずくいし』

平成27年3月



岩手県雫石町

も く じ

	ページ
1. 概要	… 1
2. 施策別計画	
施策大綱1 環境を守り育てるまち	
1-1 豊かな自然を保全し活用するまちづくりをします	… 4
1-1-1 豊かで良質な水資源・森林資源を保全、活用します	
1-1-2 特性に合わせた有効な土地利用を行います	
1-1-3 美しい風景や景色を守り育てます	
1-2 地球にやさしいエコなまちづくりをします	… 11
1-2-1 資源循環を促進し持続可能な循環型社会の構築を図ります	
1-2-2 省エネルギーの推進と新エネルギー導入の普及に努めます	
1-2-3 美しく豊かな環境の保全と創造に努めます	
施策大綱2 心豊かに暮らせるまち	
2-1 未来を担う子どもたちの生きる力を育むまちづくりをします	… 18
2-1-1 確かな学力と豊かな心を持ち強くたくましく生きる力を育みます	
2-1-2 健やかな心身を育む教育環境を整備します	
2-2 いきいきと輝く生涯学習のまちづくりをします	… 25
2-2-1 活力ある地域社会をつくる生涯学習の環境整備と活動の支援をします	
2-2-2 誰もが生涯を通じてスポーツに親しめる環境づくりをします	
2-3 歴史文化を継承し多様な文化芸術とふれあうまちづくりをします	… 31
2-3-1 文化芸術活動を通じて生きる喜びと創造性を育みます	
2-3-2 町に伝わる貴重な文化財の保存伝承に努め紹介します	
施策大綱3 健やかでやすらぎあるまち	
3-1 体と心の健康を支えるまちづくりをします	… 35
3-1-1 安心して暮らせる医療体制を整え健康づくり活動を推進します	
3-1-2 心身の健康を維持する相談・予防・健診・支援体制を強化します	
3-2 誰もがいきいきと暮らせるまちづくりをします	… 42
3-2-1 子どもを産み育てやすい環境を整備します	
3-2-2 高齢者が安心して元気で暮らせるための環境を整えます	
3-2-3 障がい者が生活しやすい環境を整えます	
3-2-4 みんなで支える地域社会を目指します	
3-2-5 消費生活トラブルから住民の暮らしを守ります	

施策大綱4 産業力を高め合い活力みなぎるまち

- 4-1 持続的に発展可能で魅力的な農林業を展開するまちづくりをします ……55
 - 4-1-1 人材の育成とともに収益性の高い経営基盤を強化します
 - 4-1-2 農産物の品質を高めブランド化を図るとともに他業種との連携を推進します
 - 4-1-3 地産地消の推進と販路拡充による農産物の消費拡大を進めます
 - 4-1-4 「植える、育てる、利用する」森林の循環を促進します
- 4-2 地域資源を活かした魅力あふれる観光のまちづくりをします ……69
 - 4-2-1 魅力ある観光メニューを確立し多様なニーズに対応できる人材の育成と受入態勢を整備します
 - 4-2-2 「雫石」を効果的に情報発信し周辺自治体と連携した観光誘客に努めます
 - 4-2-3 積極的な誘客活動と交通アクセスの充実に努めます
 - 4-2-4 外国からの観光誘客をすすめ外国人観光客の受入態勢の充実に努めます
- 4-3 特性を活かした地域産業と魅力的な商業のまちづくりをします ……79
 - 4-3-1 地域産業の育成による雇用促進と魅力ある特産品の開発・販売促進に取り組みます
 - 4-3-2 賑わいと魅力のある商店街づくりに取り組みます

施策大綱5 安全に安心して暮らせるまち

- 5-1 犯罪や事故がなく災害に強いまちづくりをします ……84
 - 5-1-1 防犯活動を推進し犯罪のない安全なまちをつくります
 - 5-1-2 交通安全対策を推進し安全なまちをつくります
 - 5-1-3 自然災害に強いまちをつくります
 - 5-1-4 消防・防災体制を充実強化し住民生活の安全確保に努めます
- 5-2 快適で便利な住環境が整うまちづくりをします ……92
 - 5-2-1 快適で便利な道路環境を整えます
 - 5-2-2 良質な水道水を安定して提供します
 - 5-2-3 下水道などの普及を進め快適な生活を確保します
 - 5-2-4 人に優しいまちづくりを推し進めます
 - 5-2-5 快適で安らぎのある居住環境の保全、整備を推し進めます
 - 5-2-6 利便性の高い交通体系を整備します

『みんなが主役 誇らしく心豊かなまち しずくいし』

＜説明＞

「みんなが主役」

●これからのまちづくりの主体となる住民、団体、企業、地域などの「担い手」による自主・自立に基づく住民主役のまちづくりを表します。

「誇らしく心豊かなまち」

●本町の恵まれた自然環境と景観を守り育て、誰もが誇れる“心のふるさと”となるまちづくりを表します。

●豊かな心と文化を育み、健康で心のつながった、人に優しいまちづくりを表します。

●すべての分野において活力にあふれ、未来に対して夢や希望を持つことができるまちづくりを表します。

【まちづくりの3つの視点】

自主・自立

豊かな地域社会の形成と、多様化する地域の課題を解決していくため、地域におけるコミュニティ体制の強化と住民の主体的な活動を積極的に支援し、自主・自立に基づく住民自治の発展と地域特性の発揮を目指します。

人材育成

まちづくりの中心となる多様な人材や組織など担い手を育成し、担い手同士が互いの魅力を最大限に発揮できるネットワークを構築し、人がまちづくりのエネルギーの源泉となり支え合い主体的に活動できる環境の形成を目指します。

交流・連携

多様な分野での交流を促進するとともに、広域的な視野に立ち近隣市町村との連携や機能分担を進め、施策効果の増大が期待できる共通の地域課題解決に向けた相互協力関係の強化により、地域活力の増進を目指します。また、世代間、産業間などあらゆる分野での人的・組織的な交流や連携により、地域の魅力向上と活性化を目指します。

第二次雫石町総合計画前期基本計画実施計画 (平成27年度～平成29年度)

【概要】

◆目的

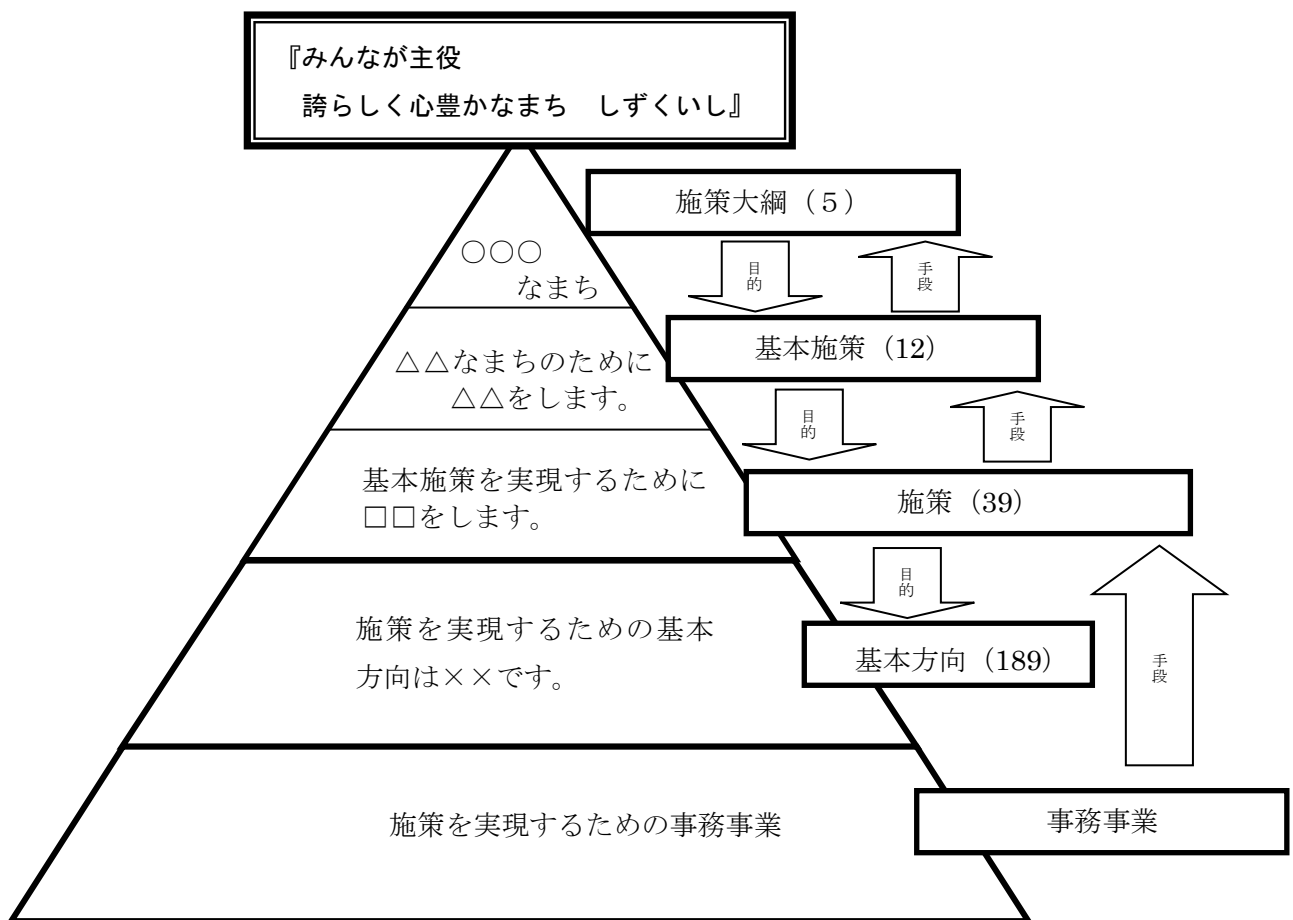
雫石町は、平成23年度から平成31年度を目標年次とした「第二次雫石町総合計画基本構想」を策定いたしました。

第二次雫石町総合計画は、この基本構想に定められた、「みんなが主役 誇らしく心豊かなまち しずくいしい」の町の目指すべき将来像のもと、平成27年度までが前期基本計画、平成31年度までが後期基本計画として策定しております。

総合計画は、長期的視点に立ち、新たな時代に対応できる行政運営の指針を示すものであり、住民主役によるまちづくりと、計画的な施策推進を行うため、各分野における政策実現手段を体系化し、住民と行政が一体となって総合的にまちづくりを推進するための指針となるものです。

実施計画は、基本計画に掲げた、「町の将来像」、「3つの視点」を実現するため、「5つの施策大綱」に基づく「12の基本施策」、「39の施策」及び「189の基本方向」により具体的事業内容を示し、中長期的な見通しに立った行政運営を図ることを目的とし策定するものです。

【位置づけ】



—用語の定義—

施策大綱とは・・・

前期基本計画に掲げる町の将来像を実現するために、5つの分野で目標をしめしたものです。

基本施策とは・・・

「施策大綱」を達成するための個々の施策であり、12の基本施策があります。

施策とは・・・

「基本施策」を達成するためのより具体的な施策であり、39の施策があります。

基本方向とは・・・

「施策」を実現するための基本方向であり、189の基本方向があります。

事務事業とは・・・

「施策」を達成するための更に具体的な手段であり、各施策に基づいて事務事業が実施され、目的が達成されたことにより施策の達成ということになります。

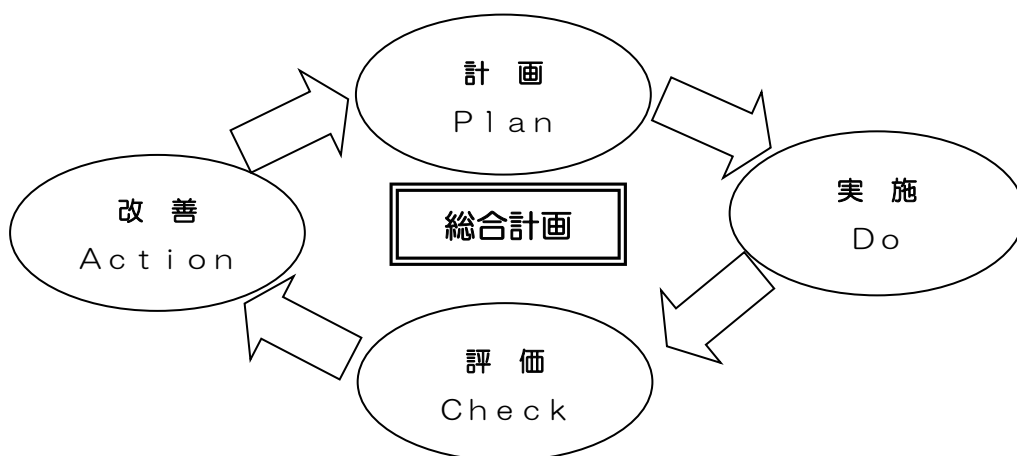
◆期間

実施計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とし、毎年度見直しを実施します。

◆評価と検証

総合計画を着実に推進するために、「計画(Plan)→実施(Do)→評価(Check)→改善(Action)」の「マネジメント・サイクル」の考えを基本とする政策評価の手法により、基本計画において示された取り組みや目標値が達成できたかどうかを明らかにし、総合計画の達成度を評価・検証していきます。評価方法は、事務担当者が行う事務事業評価と、管理職が行う施策評価の2つの評価を実施し、必要性や有効性、効率性、課題の改善策等の検討を行い、評価結果に基づき基本計画と実態がかけ離れないよう事務事業を見直しながら調整を図り、実施計画へと毎年反映させて進捗管理します。

また、より客観性の高い第三者機関による外部評価を実施するとともに、予算編成と連動させることにより、施策を確実に推進することとします。



施策大綱 1

環境を守り育てるまち

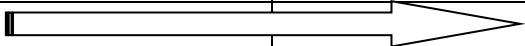
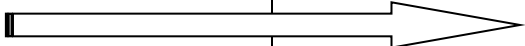
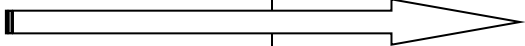
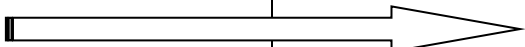
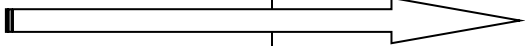
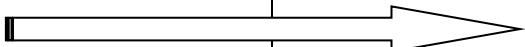
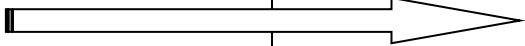
基本施策 1-1 豊かな自然を保全し活用するまちづくりをします

施 策 1-1-1 豊かで良質な水資源・森林資源を保全、活用します

【施策の目的】

次の世代につながる豊かな森づくりを進め、自然環境や野生生物を大切に守り続ける健全な森林を保全するとともに、水質・水量・水生生物・水辺地など、豊富で良質な水資源を総合的に保全、活用します。

1 施策の基本方向

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
(1) 森林保全の促進 (森林については、木材生産のほか、治水、環境保全機能の維持や景観を守るためにも、無秩序な開発を防ぎ、保全に努めます。)	○町有林整備事業	●公有林監視員による巡視をします。		
		●緑の募金等を通じた山林緑化の啓発をします。 ●育樹祭開催などを通じ、森林の持つ公益的な機能を啓発します。	 	
(2) 森林の適切な更新 (森林の木材生産機能のみならず、国土保全、水源涵養、保健機能を高めていくためにも、森林の伐採及び伐採後の適切な更新に努めます。また、所有者だけでなく地域住民全体に生育管理と森林の大切さ(公益・多面的機能)を伝え、共に森林を守るという意識啓発をします。)	○緑化推進事業	●水質環境基準達成状況について葛根田川、南川、矢櫃川、鶯宿川の情報を収集し、水質保全を促進します。		
		●水質保全意識を高めるため、小学校などを対象に水生生物調査を促進します。		
(3) 水質保全の促進 (家庭から排出される生活排水や、事業所排水・油漏れ等による河川の水質汚染を防ぐとともに、肥料の過剰投与や家畜排泄物などを原因とする地下水の汚染を防ぎ	○公害対策事業		 	

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
ます。)		●油漏れ事故防止のため広報紙等で注意喚起を促します。		
(4)河川環境の保全の促進 (環境美化活動等による河川の清掃活動や刈り払い作業など、清流の環境保全を促進します。)	○水質環境保全促進事業	●年2回の御所湖一掃清掃への取組みを支援します。		
	○河川維持管理事業	●河川の維持管理を行い、河川環境を保全します。		
	○河川災害復旧事業	●H25 年豪雨災害からの河川の災害復旧工事を実施します。		
(5)野生生物の保護 (町内の動植物生息状況についてはレッドデータブック改正のための調査等、県が行う野生動植物の調査に協力するなど情報の収集・管理に努めます。)	○環境政策推進事業	●県が行う野生生物の調査に協力し、情報については住民等に周知を図ります。		
	○指定文化財等保護事業	●新たな希少種が発見された場合は、文化財指定を検討します。 ●指定記念物(生物)の生息環境保全活動を行います。		
※1 (6)生物多様性の周知と保全 (生物多様性の重要性について啓発を図るとともに、これまで生息が把握されている希少種については、生息環境の保全に努めます。)				

※1 生物多様性…生物が分化・分岐して様々に異なること。種だけでなく遺伝子・生態系の多様性も包括する概念。

2 みんなで目指す目標（成果指標）

指標名		計画策定時	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
水質環境基準達成率 ^{※2} (BOD、COD) ^{※3}	目標値		100%	100%	100%	100%	100%
	実績値	100%	100%	100%	100%	100%	
水生生物調査参加校	目標値		2校	3校	3校	8校	5校
	実績値	3校	2校	5校1団体	3校	3校	
森林面積	目標値		維持	維持	維持	維持	維持
	実績値	49,702 ha	49,681 ha	49,681 ha	49,681 ha		

※2 BOD…生物化学的酸素要求量。バクテリアが水中の有機物を分解する際に消費される酸素量であり、数値が大きいかほど汚濁物が多いことを示す。

※3 COD…化学的酸素要求量。水中の有機性汚濁物質を酸化剤で化学的に酸化するときに消費される酸素量であり、数値が大きいかほど汚濁物質が多いことを示す。

【指標の説明】

- 水質環境基準達成率：河川等における水質保全の状況を示す指標。
- 水生生物調査参加校：自然保護意識の醸成を図るための活動状況を示す指標。
- 森林面積：森林資源の保全状況を示す指標。

基本方向 (具体的項目)	施策の方向に 対応する主な 事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
(4) 土地の有効活用 (農地の荒廃防止や遊休地 の有効活用を図ります。)	○農業委員会運 営事業、農地利用 調整事業 ○中山間地域等 支援事業、農地政 策促進事業 ○農地政策促進 事業	●違反転用、遊休農地の現 状を確認するため、農地パ トロールを実施します。		
		●農地の活用を推進するた め、農地利用状況調査を実 施します。		
		●農地法等事務手続きにつ いて適正に指導を行いま す。		
		●中山間地域等直接支払制 度活用による遊休農地の解 消事業活動を支援します。		
		●26年度からの農地中間 管理事業活用による農地集 積等を促進し農地の遊休化 を防止します。		

2 みんなで目指す目標（成果目標）

指標名		計画策定時	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
違法行為件数（無許可 開発、農地違反転用等）	目標値		0件	0件	0件	0件	0件
	実績値	1件	10件	6件	6件		
農地再生面積	目標値		211a	251a	291a	321a	350a
	実績値	171a	171a	264a	264a		

【指標の説明】

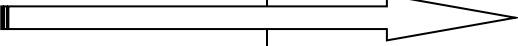
- 違法行為件数：無秩序な開発を防ぎ、計画的な土地利用状況を示す指標。
- 農地再生面積：耕作放棄地を農業用地に改善した状況を示す指標。

施策 1-1-3 美しい風景や景色を守り育てます

【施策の目的】
 本町を取り巻く奥羽山系の山並み、そこに源を発する河川と御所湖、そして豊かな実りをもたらす田園風景が雫石の基本的な景観を構成しています。これらの地域特有の景観を保全するとともに、地域の特性を活かした人々の心と暮らしを大切にしたい潤いのある景観のまちづくりを推進します。

1 施策の基本方向

基本方向 (具体的項目)	施策の方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
(1)岩手県景観計画に沿った景観の形成 (本町には、県を代表する自然景観があり、「岩手山麓・八幡平周辺景観形成重点地域」に指定されていることから、岩手県景観計画に沿った景観形成に取り組めます。)	○景観形成推進事業	●「岩手の景観の保全と創造に関する条例」及び「岩手県景観計画」に基づき、良好な景観の形成を推進します。		
	○景観形成推進事業	●説明会の開催や希望する地域でのワークショップを実施し、景観協定締結の推進と協定に基づく事業を推進します。		
(2)景観住民協定及び景観形成地区の拡充 (雫石町ふるさと景観条例を広く周知し、景観住民協定締結の取り組みに対し助言等を行い地域の景観形成活動を支援します。また、景観形成地域の指定を進め、地域の特性を活かし環境美化運動等と連携し暮らしに根ざした景観をつくりまします。)	○花と緑のまちづくり事業	●3年間の取組みを総括しながら、次年度以降の花と緑のまちづくりのあり方・方向性を打ち出し、花と緑のまちづくり事業を引き続き推進していきます。	●平成27年度の検討に基づき取り組みを行っていきます。	
	○花と緑のまちづくり事業	●3年間の取組みを総括しながら、次年度以降の花と緑のまちづくりのあり方・方向性を打ち出し、花と緑のまちづくり事業を引き続き推進していきます。	●平成27年度の検討に基づき取り組みを行っていきます。	

基本方向 (具体的項目)	施策の方向に 対応する主な 事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
緑のまちづくり活動を推進 します。) (4) 景観と観光の連携強化 (町の観光資源として最大の魅力となっている自然環境、景観を保全するとともに、観光地を結ぶ路線の環境美化に努め、美しく魅力あふれる観光地を目指します。)	○景観形成推進事業	●自然公園の保護と適正な利用を図りながら、観光地を結ぶ路線などの環境美化活動を推進します。		

※ 岩手山麓・八幡平周辺景観形成重点地域…優れた景観を保全し次代に引き継いでいくため、特に重要な地域として岩手県により定められた地域。雄大な自然や地域に調和した統一感のある景観形成を図るため、建築物や工作物の建築、土地の形質の変更などの際に景観上特に配慮すべき事柄が定められている。

2 みんなで目指す目標 (成果目標)

指標名		計画策定時	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
景観住民協定認定件数	目標値		2団体	2団体	3団体	3団体	4団体
	実績値	2団体	1団体	1団体	1団体	1団体	
花と緑のまちづくり活動実施数	目標値		30団体	35団体	40団体	40団体	35団体
	実績値	29団体	35団体	40団体	40団体	40団体	

【指標の説明】

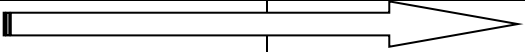
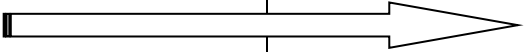
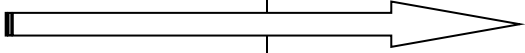
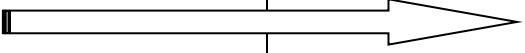
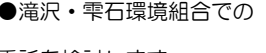
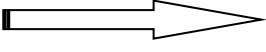
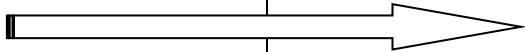
- 景観住民協定認定件数：美しい景観づくりへの取り組み状況を示す指標。
- 花と緑のまちづくり活動実施数：地域コミュニティ植栽活動団体数。住民による潤いのある景観づくりの活動状況を示す指標。

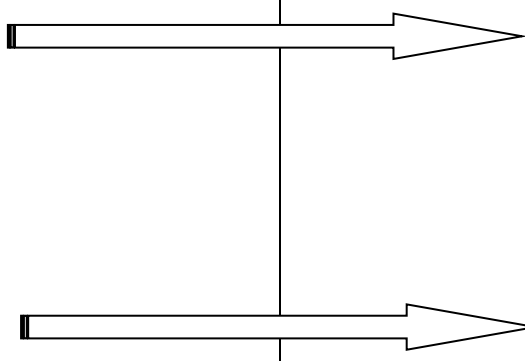
基本施策 1-2 地球にやさしいエコなまちづくりをします

施策 1-2-1 資源循環を促進し持続可能な循環型社会の構築を図ります

【施策の目的】
 限られた資源を無駄にせずごみを資源に変え、環境にできるだけ負担をかけない循環型社会の実現に向けて、ごみの抑制と資源リサイクルを基本とした地域社会づくりを推進します。

1 施策の基本方向

基本方向 (具体的項目)	施策の方向に 対応する主な 事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
(1)ごみの減量化と資源化の促進 (自然環境への負荷を少なくするよう、広報活動や講習会などによる ^{※2} 3Rを基本にごみの分別・適正処理の徹底や集団資源回収、家庭での生ごみ処理対策によりごみの減量化と資源化を促進します。)	○ごみ減量化・リサイクル推進事業	●資源の有効活用及び資源循環社会の形成について啓発活動を行うとともに、集団資源回収事業について奨励します。 ●資源回収のためのストックヤード設置経費を助成し、資源化を促進します。 ●環境推進会議で方策を検討し、3Rを推進します。		
		●滝沢・雫石環境組合の運営については、定期的に会議を持ち適正な運営を行います。 ●ごみ収集業務について、滝沢・雫石環境組合が委託できるよう協議していきます。		
		●一部事務組合設立準備室を設置し、設立準備を行います。		●滝沢・雫石環境組合での委託を検討します。 ●一部事務組合を設立します。
(2)ごみの広域的処理 (ごみの処理については、平成23年度から滝沢・雫石環境組合において施設の適正管理と法に則した廃棄物の適正処理を広域的に対応していきます。)	○廃棄物処理事業			
(3)廃家電処理適正化の促進 (法律により回収方法が決められている家庭用機器については、情報提供などを通じて適正な引き渡しを促進します。)	○ごみ減量化・リサイクル推進事業	●一般廃棄物として処理できない廃家電について、適正処理のため情報提供を行います。		

基本方向 (具体的項目)	施策の方向に 対応する主な 事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
(4) し尿処理の適正 化 (し尿処理については、 盛岡地区衛生処理組合によ る適正処理を継続し、汚泥を 再資源化します。)	○廃棄物処理事 業	●盛岡地区衛生処理組合に よる適正処理を行います。		
(5) 使用済み食用油 の再資源化 (使用済み 食用油の拠点回収による再 資源化を継続し、二酸化炭素 排出量の軽減に努めます。)	○ごみ減量化・リ サイクル推進事 業	●二酸化炭素排出量を軽減 するため、使用済み食用油を 回収し再資源化を図りま す。		

※1 循環型社会…環境への負担を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、破棄されるものを最小限に抑制する社会。

※2 3R (スリーアール) …リデュース (Reduce : 減らす、ごみの発生抑制)、リユース (Reuse : 繰り返し使う、再使用)、リサイクル (Recycle : 再資源化、再生利用) の頭文字をとった言葉で、この優先順位で廃棄物の削減に努めるのが良いという考え方を示している。

2 みんなで目指す目標 (成果目標)

指標名		計画策定時	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
リサイクル率	目標値		29.0%	30.0%	30.5%	31.0%	31.0%
	実績値	26.3%	26.6%	24.5%	25.9%		
一人一日当たり ごみ排出量	目標値		945g	940g	935g	930g	924g
	実績値	946g	976g	1,008g	1,002g		
集団資源回収量	目標値		320t	340t	370t	385t	400t
	実績値	280t	291t	259t	298t		
使用済み食用油 拠点回収量	目標値		1,700ℓ	1,750ℓ	1,800ℓ	1,850ℓ	1,900ℓ
	実績値	2,069ℓ	1,535ℓ	1,686ℓ	2,209ℓ		

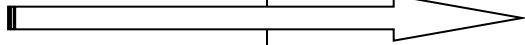
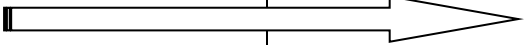
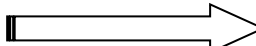
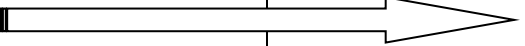
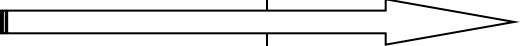
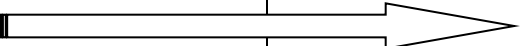
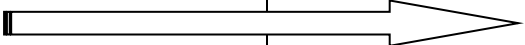
【指標の説明】

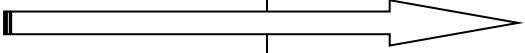
■リサイクル率～使用済み食用油拠点回収量：ごみの減量化の成果と、ごみの資源化への取り組み状況を示す指標。

施策 1-2-2 省エネルギーの推進と新エネルギーの導入の普及に努めます

【施策の目的】
 温室効果ガスの排出の抑制に努め、^{※1}省エネルギー運動を推進するとともに、地球環境にやさしい^{※2}新エネルギーの普及に努めます。

1 施策の基本方向

基本方向 (具体的項目)	施策の方向に 対応する主な 事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
(1)省エネルギーの 推進 (地球温暖化の防止と 環境に対する負荷の少ない 生活スタイルの確立に向け、 さまざまな機会を利用して 省エネルギーの推進を周知 します。)	○地球温暖化対 策事業	●電気、ガスの使用量が各 家庭でチェックできるよ う、町民カレンダーに記載 欄を設けます。		
		●町広報誌、ホームページ 等に省エネルギーに関する 情報を掲載し、省エネ推進 の周知を図ります。		
		●第Ⅲ期地球温暖化対策実 行計画最終年となることか ら、第Ⅳ期実行計画を策定 します。	●第Ⅳ期地球温暖化対策実 行計画に基づき温室効果ガ ス削減に取り組みます。	
(2)新エネルギーの 推進 (地球環境に優しい新 エネルギー導入の普及啓発 をします。)	○地球温暖化対 策事業	●児童向けの環境イベント を開催し、省エネへの関心 を促進します。		
		●新エネルギービジョンに 基づき公共施設への導入を 検討します。		
		●町民のクリーンエネルギ ー導入に対する支援を行 います。		
(3)環境保全教育の 推進 ^{※3} バイオマスを利活用	○環境政策調整 事業	●御明神公民館に太陽光発 電・蓄電池設備を、町営体 育館に蓄電池を整備しま す。		
		●環境講座を開催し、環境 保全に対する理解と関心を		

基本方向 (具体的項目)	施策の方向に 対応する主な 事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
し新エネルギー化した資源 循環型の施設を活用して環 境教育を行い、環境保全に対 する理解と関心を高めま す。)		高めます。 ●事業者が地元住民に対し て行う環境報告会を支援し ます。		

※1 省エネルギー…エネルギー消費の無駄をなくすこと。地球温暖化を防止するために、二酸化炭素の発生を抑制するよう主に化石燃料のエネルギー消費を節約する必要がある。

※2 新エネルギー…太陽光発電、風力発電などの再生可能な自然エネルギー、バイオマスによる発電や雪氷冷熱による温度差熱の利用など、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギー。

※3 バイオマス…エネルギーや原料に使うことができる動植物資源及びそれらを起源とする廃棄物の総称。稲わら、間伐材、家畜排泄物、汚泥など。

2 みんなで目指す目標（成果目標）

指標名		計画策定 時	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
二酸化炭素排出 量（役場）	目標値		3,033t-co2	2,990t-co2	2,947-co2	2,904t-co2	2,861t-co2
	実績値	4,540t-co2	2,632 t-co2	2,714 t-co2	2,555 t-co2		
環境報告会実施 企業数	目標値		1社	2社	3社	4社	5社
	実績値	2社	1社	1社	1社	1社	

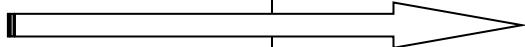
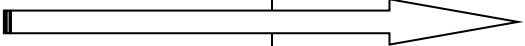
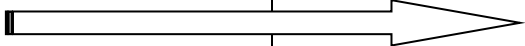
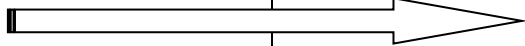
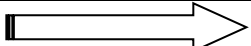




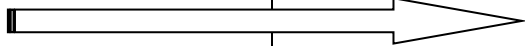

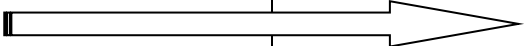

【指標の説明】

■二酸化炭素排出量～環境報告会実施企業数：環境負荷の低減と省エネルギーの取り組みを示す指標。

施策 1-2-3美しく豊かな環境の保全と創造に努めます

【施策の目的】
 自然との調和を優先とした諸施策を展開しながら保全活用に努め、町の自然環境を良好な状態で将来に引き継いでいきます。

1 施策の基本方向

基本方向 (具体的項目)	施策の方向に 対応する主な 事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
(1)環境基本計画の 推進 (環境基本計画に基づき、環境を守り育てるまちづくりに取り組みます。) (2)自然環境教育機 会の拡充 (本町の自然環境は貴重な財産であることを幼い頃から認識できるように、学校教育等に取り入れます。また、住民が自然環境の大切さを認識し、保全に取り組むよう、自然に親しむ機会を増やします。) (3)自然保護の啓発 <small>※1</small> (自然公園保護管理員の配置及び網張ビジターセンターの活用により、自然公園の保護と適正な利用を図り、自然に対する正しい理解が深	○環境政策調整事業	●環境基本計画について、中間見直しをします。 ●町民を対象とした環境講座を定期的開催し、環境に対する意識、知識の高揚を図ります。 ●女性団体との懇談会を行い、環境に対する意識、知識の高揚を図ります。 ●環境推進会議を開催し、環境基本計画の取り組みを推進します。	●計画の進捗管理及び事業等の促進を図ります。    	    
	○環境政策調整事業	●身近な河川の水質状況を認識するとともに、調査活動を通じて水質保全意識を涵養します。		
	○自然保護管理事業	●自然公園保護管理員を配置し、巡回により保護活動や登山者のマナー向上を図るほか、看板やホームページにより啓発を実施します。		

基本方向 (具体的項目)	施策の方向に 対応する主な 事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
<p>まるよう啓発します。)</p> <p>(4) 公害防止対策の強化 (住民及び事業者の公害等発生抑止への理解と取り組みがなされるよう意識啓発をするとともに、公害防止協定の締結などを行い監視・調査等を強化します。)</p> <p>(5) 不法投棄の未然防止 (不法投棄があった場合は、関係機関(県広域振興局、警察署)との連携をもとに厳正に対処するとともに、監視員によるパトロールの強化や抑止啓発に努めます。)</p>	○公害対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ●^{※2}網張ビジターセンターが実施する自然環境学習及び自然観察会等の開催による自然保護啓発を支援します。 ●油漏れ事故等については、北上川水系水質汚濁対策連絡協議会との連携により、被害拡大防止を図ります。 ●悪臭、野外焼却等の公害苦情に対し、迅速な対応を行います。 ●油漏れ事故の防止や野外焼却、不法投棄の抑止等について広報等を活用し周知を図ります。 ●産業廃棄物施設等立入検査を定期的を実施します。 ●必要に応じ、公害防止協定に取り組みます。 		
	○不法投棄防止事業	<ul style="list-style-type: none"> ●不法投棄防止のため巡回監視員による定期的パトロールを実施します。 		

※1 自然公園…すぐれた自然の美しい風景地を保護しつつ、その中で自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことができるように指定された地域。日本では自然公園法に基づき、国が指定する国立公園と国定公園、都道府県が指定する都道府県立自然公園などが整備されている。

※2 ビジターセンター…自然公園を訪れた人々(ビジター)に対して、公園の自然をわかりやすく展示、解説し、野外の自然とじかに接するきっかけを提供するための施設。

2 みんなで目指す目標（成果目標）

指標名		計画策定時	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
公害防止協定締結数	目標値		8件	8件	9件	10件	12件
	実績値	7件	7件	7件	7件	7件	
環境講座開催数	目標値	—	年5回	年5回	年5回	年5回	年4回
	実績値	—	年5回	年5回	年5回	年5回	

【指標の説明】

- 公害防止協定締結数：地方公共団体又は住民と企業との間で締結された数。公害防止対策の展開状況を示す指標。
- 環境講座開催数：町主催環境講座。自然環境学習機会の提供及び活動状況を示す指標。

心豊かに暮らせるまち

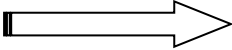
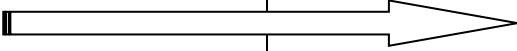
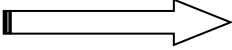
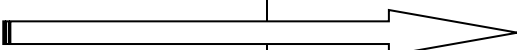
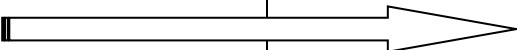
基本施策 2-1 未来を担う子どもたちの生きる力を育むまちづくりをします

施策 2-1-1 確かな学力と豊かな心を持ち強くたくましく生きる力を育みます

【施策の目的】

個々の児童生徒の習熟段階に応じた学習指導により、基礎学力が確実に定着するようにします。また、児童生徒の豊かな感性を磨き、純粋な心を育成する教育を推進し、多様な体験・交流によって強くたくましく生きる力を養います。

1 施策の基本方向

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
(1) 特色ある開かれた学校づくりの推進 (児童生徒が心身ともにたくましく成長するよう、家庭、地域、学校が連携を深めながら、情報を発信し、地域に根ざした開かれた学校づくりを進めます。また、それぞれの学校の伝統を活かした特色ある学校づくりを進めます。)	○ 特色ある学校づくり事業	● 特色ある学校づくり事業において、各学校で行われる事業費を支援します。 ● 各小中学校において、学校評議員を委嘱し、開かれた学校づくりを継続します。	● 継続して開催するとともに検証を行い、事業の見直しを行います。	 
	○ 学校教育振興事業 ○ 小学校教育振興運営事業、中学校教育振興運営事業、学校教育振興事業	● 岩大との連携事業により学習をサポートし、個々の学力向上を支援します。 ● 児童生徒の学習環境を整えるために、児童生徒用、教諭用の教科書、教材備品等の購入を行います。 ● 家庭学習の定着を図るため、町教育振興運動を児童、学校、家庭、地域、行政が一体となって取り組み「家に帰ったらまず学習」を定着させます。	● 継続して開催するとともに検証を行い、事業の見直しを行います。	  

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
(6) 情操教育の拡充と体験・交流の推進 (児童生徒の豊かな感性や人を思いやる心、郷土を愛する心を育むため、優れた自然環境、歴史、風土など県石の持つ資源を活かした社会体験や自然体験など体験学習の場を拡充するとともに、多角的な視野を育成するため、ボランティア活動、山村留学の受け入れなど他地域の児童生徒との交流を支援します。)	○学校教育振興事業 ○特色ある学校づくり推進事業	●各小中学校が創意工夫のもとに、職場体験、グリーンキャンプ等の体験学習を実施します。		
		●各小中学校において、特色を生かし、地域の人材に協力を得ながら、体験活動、文化伝承活動等を実施します。		
(7) 校種間連携の強化 (就学前児童の学校教育への円滑な接続のために、保育所(園)・幼稚園・小学校の連携を進めます。また、10校の小学校から1校の中学校に進学するため、小規模小学校から進学した生徒に対し、学習環境の大きな変化に対応できるよう、小学6年生の校種間連携交流事業を行うなど十分な支援体制を強化します。)	○学校校種間連携推進事業	●就学前の児童について、学校、家庭、地域としっかり情報交換し、その分析を行いながら、校種間における連携を深めます。 ●町内の小学校6年生が相互に交流し、好ましい中学校生活を送れるように、小学校相互の交流学習会を実施します。また、成果と課題を踏まえて、打ち合わせ及び事前準備を十分に行い、小学校相互の交流学習会を年2回開催します。		●成果と課題を踏まえて、打ち合わせ及び事前準備を十分に行い、交流学習会を年3回開催します。 ●交流学習会を年4回開催します。

2 みんなで目指す目標（成果指標）

指標名		計画策定時	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
※県学習定着度状況調査 （小5 国語）	目標値	67.3%	70.3%	71.6%	72.7%	65.0%	県平均以上
	実績値	64.0%	69.1%	66.2%	67.3%	59.9%	
※県学習定着度状況調査 （小5 算数）	目標値	68.4%	69.9%	70.5%	73.2%	72.4%	県平均以上
	実績値	66.6%	67.9%	60.1%	64.6%	62.6%	
※県学習定着度状況調査 （中2 国語）	目標値	68.6%	65.8%	59.9%	68.7%	62.9%	県平均以上
	実績値	61.1%	66.5%	55.4%	67.6%	66.2%	
※県学習定着度状況調査 （中2 数学）	目標値	56.4%	51.6%	52.7%	55.2%	54.8%	県平均以上
	実績値	54.3%	43.2%	46.0%	61.2%	50.7%	
体験学習実施学校数	目標値	11校	11校	11校	11校	11校	11校
	実績値	11校	11校	11校	11校	11校	

※ 県学習定着度状況調査…岩手県教育委員会が実施する、県内の公立小中学校の児童、生徒を対象とした一斉調査。結果は毎年秋に公表され、基礎学力の定着状況を把握することで学習指導に役立てるもの。

【指標の説明】

- 県学習定着度状況調査正答率：学校教育による学力の習得状況を示す指標。
- 体験学習実施学校数：農業体験や就業体験など、豊かな感性と多角的な視野を育成するための体験状況を示す指標。

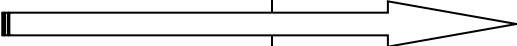
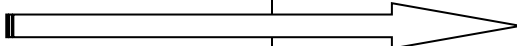
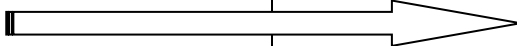
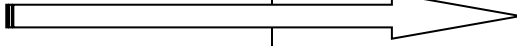
施策 2-1-2 健やかな心身を育む教育環境を整備します

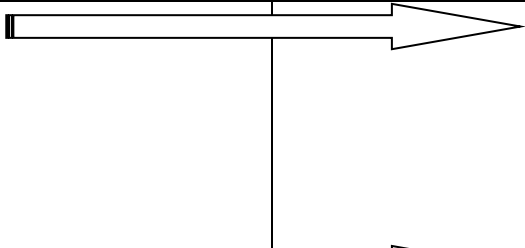

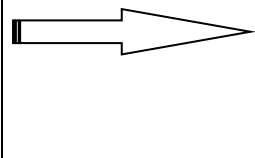
【施策の目的】

個々の児童生徒の成長段階に応じた健やかな心身の発育・発達を育むための教育環境を整備します。また、安全な教育環境の整備とともに、不登校や問題行動に対する児童生徒指導、相談体制の整備を推進し、安心して教育を受けることのできる環境づくりを推進します。

1 施策の基本方向

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
(1)心身を育む教育の向上 (子どもたちが自然の中で遊び、身体性、社会性、創造性、感性を育む教育をさらに高めます。)	○学校教育振興事業 ○特別支援教育等推進事業	●各小学校在創意工夫のもとにグリーンキャンプ等の体験学習を実施します。		
		●個別な配慮を必要とする児童生徒のため学校支援員を配置し、きめ細やかな日常支援等を行います。		
(2)健康教育の充実 (児童生徒の健全な発育を促進するため、薬物乱用防止教育等の健康教育の充実に努めます。)	○学校保健事業	●薬物乱用防止教育のため講師を派遣します。		
		●児童生徒の健康診断を行い、必要に応じて事後指導を実施します。		
		●各学校に学校保健会を設置し、健全な生活習慣を確立し、心身の健康の自己管理ができる力を育てます。		
(3)心のサポート体制の充実 (児童生徒の生活上の悩みや相談に応じ、指導助言を行うスクールカウンセラーの設置など心の問題をケアするサポート体制の充実を図ります。)	○学校教育振興事業	●県派遣事業のスクールカウンセラーを活用するとともに、講師を招き、教員や保護者に対し指導を行います。		
(4)相談機能対策の強化 (児童生徒、保護者へ)	○教育相談事業	●専門の教育相談員や適応支援相談員により、相談支		

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
<p>の教育相談、助言等の支援体制を充実するとともに、教員や指導員の研修を行い学校全体の相談機能を充実することにより、いじめや不登校の解消、問題行動の未然防止に努めます。)</p>		<p>援体制を強化します。</p>		
<p>(5) 基礎体力の向上 (小学生においてはスポーツ少年団活動と連携を図るとともに町小学校陸上記録会や水泳記録会等を通じて基礎体力の向上を図り、中学生においてはクラブ活動等を通じて児童生徒の基礎体力の向上を図ります。)</p>	○小中学校体育推進事業	<p>●小学生には、陸上記録会、水泳記録会を開催し、中学生においては、部活動に対し補助金を交付することにより支援し、基礎体力の向上を図ります。この他、運動能力の向上や体力づくりについても取り組みます。</p>		
<p>(6) 健康な食生活の実践 (自校式学校給食の強みを活かし、積極的に地元の食材を使用することにより地産地消への理解を深め、安全・安心な食材を選択して食事に取り入れる力を養い、健康な体の成長を支える健康な食生活の実践を推進します。)</p>	○学校給食事業	<p>●「給食だより」等の発行や栄養士の学校訪問による児童への食に関する指導を実施し、児童の関心を高めます。</p> <p>●自校式学校給食により、地元食材を活用し、安全・安心な給食の提供を行うとともに、地場製品のさらなる活用を図ります。</p> <p>●福島第一原子力発電所事故以降、学校給食に使用する食材の放射線物質検査を実施していますが、安全が保障されるまで継続して実施します。</p>	  	

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
(7)安全対策の充実 (家庭、地域、学校、行政等関係機関が互いに連携し、児童生徒の安全確保のため、スクールガードなど危機管理体制の充実に取り組みます。)	○地域に根ざした学校推進事業	●スクールガードリーダーによる巡回指導、スクールガードによる登下校の見守り活動の実施により、安全の確保を図ります。		
		●学校連絡網システムを導入し、子どもたちの安全を確保します。		
(8)校舎等施設の維持管理 (校舎等の施設の安全管理や計画的な改修工事を推進し、より良い学校教育環境の提供に努めます。)	○中学校学習環境改善事業	●国の通学路安全推進事業を活用し、通学路安全確保の推進体制を構築します。	●左事業による合同点検を基に、危険個所の整備を進めます。	
		●中学校学習環境改善の基本設計、実施設計を行います。(スーパーエコスクール実証事業)	●左記設計に基づき、中学校校舎等の改修工事を実施します。	

※ スーパーエコスクール実証事業…文部科学省が実施する公立学校施設の年間エネルギー消費を実質上ゼロとするゼロエネルギー化の実現に向けた実証事業。栗石町では、栗石中学校を木質化するとともに、避難場所機能も備えたゼロエネ化施設に改修する。

2 みんなで目指す目標（成果指標）

指標名		計画策定時	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
小学校不登校児童生徒の出現率（年間30日以上欠席者）	目標値	0.19%	0.71%	0.15%	0.19%	0.19%	県平均以下
	実績値	0.78%	0.11%	0.24%	0.12%	0.69%	
中学校不登校児童生徒の出現率（年間30日以上欠席者）	目標値	2.11%	2.16%	2.02%	2.30%	2.50%	県平均以下
	実績値	0.43%	1.82%	3.22%	2.80%	2.95%	
体力運動能力調査（小6）	目標値	8項目以上	県平均8項目以上	県平均8項目以上	県平均8項目以上	県平均8項目以上	県平均8項目以上
	実績値	16項目中7項目	9項目	6項目	11項目	7項目	
体力運動能力調査（中3）	目標値	8項目以上	県平均8項目以上	県平均8項目以上	県平均8項目以上	県平均8項目以上	県平均8項目以上
	実績値	16項目中7項目	7項目	3項目	7項目	3項目	
学校給食の地元食材（7～12月野菜）の割合	目標値	27.0%	30.0%	30.0%	30.0%	38.0%	33.0%
	実績値	27.0%	25.7%	26.3%	26.6%		

【指標の説明】

- 不登校児童生徒の出現率：学校における指導、相談体制の成果を示す指標。
- 体力運動能力調査：運動能力を示す指標。
- 学校給食の地元食材の割合：平成26年度までは通年、平成27年度以降は7月～12月まで使用した野菜の割合を示す指標。

基本施策 2-2いきいきと輝く生涯学習のまちづくりをします

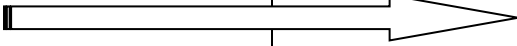
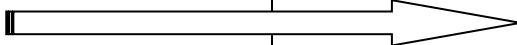
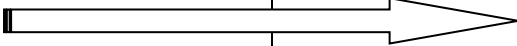
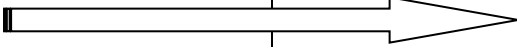
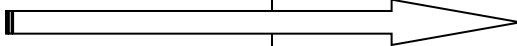
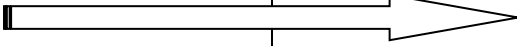
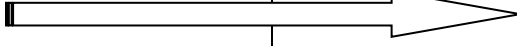
施策 2-2-1 活力ある地域社会をつくる生涯学習の環境整備と活動の支援をします

【施策の目的】

住民一人ひとりの学習意欲の高まりに応えるため、生涯学習推進体制の充実や生涯学習の普及奨励に努め、いつでも、どこでも、誰でも学べる学習活動の機会を確保します。

1 施策の基本方向

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
(1) 学習環境の充実 (生涯学習の身近な施設である公民館、図書館などの学習資材や施設環境を充実するとともに、住民が気軽に学習活動やコミュニティ活動ができる環境をつくりまします。)	○中央公民館管理運営事業、各地区公民館管理運営事業 ○図書館運営事業	●公民館利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう、施設・設備の維持点検と修繕・補修工事を計画的に実施します。		
		●利用者目線での配架・デザイン等、居心地がよく感じる空間を作るため館内の改装計画を検討します。 ●利用者ニーズに沿った図書資料の整備を行います。		
		●住民の学習ニーズをとらえ、中央公民館及び各地区公民館において、これまでの取り組みを検証しながら各種学級講座を開設します。		
(2) 生涯学習メニューの充実 (住民一人ひとりが社会変化に柔軟に対応し、生涯にわたって生きがいのある人生を送るため、各種講演会や講座など多様な学習機会を提供するとともに、主体的に学習活動が行われ、学習成果が生活や地域社会に活かされるようにします。)	○中央公民館生涯学習事業、各地区公民館生涯学習事業	●多様な生涯学習指導者の登録を推進します。		
○芸術文化活動推進事業	●多様な生涯学習指導者の登録を推進します。			
(3) 特色ある学習活動の実施 (本町が有する人材、自然、歴史、文化芸術などの教育資源を有効に活用した、特色ある学習活動を	○芸術文化活動推進事業	●多様な生涯学習指導者の登録を推進します。		

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
<p>行います。また、個人・グループが主体的に学習できるよう生涯学習指導者の人材登録制度を実施します。)</p> <p>(4) 教育振興運動の推進 (五者が連携して子どもたちの「生きる力」を育成するため、地域の教育資源を活用した体験活動やあいさつ運動などを実践する「教育振興運動」の推進に努めます。)</p> <p>(5) 読書活動の推進 (豊かな心を育て、言語に関する能力の基礎を培う読書活動の推進に努めます。また、1歳を迎える乳幼児を対象としたブックスタートを継続します。)</p> <p>(6) 国際理解の推進 (グローバル化が進む中、広い国際知識を身につけ、自分</p>	<p>○地域教育推進事業</p> <p>○読書普及事業</p> <p>○国際交流活動支援事業</p>	<p>●子ども・家庭・学校・地域・行政の五者での話し合いをもとに、地域ぐるみで子育て環境浄化活動を推進します。</p> <p>●地区ごとの子育て講演会及び教育振興運動実践交流会を開催します。</p> <p>●読み聞かせ交流会、親子読書のつどいを開催します。</p> <p>●テレビ視聴時間を削減し、家読、朝読書など実践区の読書活動を推進します。</p> <p>●幼児から小学生を対象にブックスタート事業、読み聞かせ会を実施するとともに、読み聞かせボランティアの質向上と人員拡大のためボランティア講習会を開催します</p> <p>●図書修繕ボランティア養成講座を開催し、修了生とともに学校図書・整理等の支援を行います。</p> <p>●ドイツなどと国際交流を実施している雫石町国際交流協会への活動支援を行い</p>	      	

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
が生活する地域への理解を深めるとともに、諸外国の歴史や文化などを理解ができる人づくりを進めるため、海外での生活経験を持つ住民や在住外国人との交流など異文化理解のための活動を支援します。)		ます。		

※ ブックスタート…自治体が行う0歳児健診などの機会に、「絵本」や「赤ちゃん絵本を楽しむ体験」をプレゼントする事業。

2 みんなで目指す目標（成果指標）

指標名		計画策定時	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
公民館利用者数	目標値		115,000人	116,300人	117,500人	118,800人	120,000人
	実績値	152,558人	103,256人	100,267人	93,276人		
図書館の図書貸出冊数	目標値		74,800冊	75,100冊	75,400冊	75,700冊	76,000冊
	実績値	74,347冊	69,990冊	65,465冊	62,536冊		

【指標の説明】

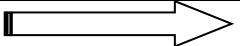
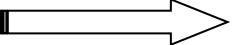
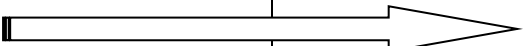

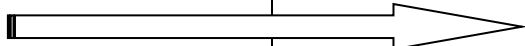

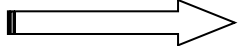
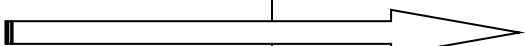
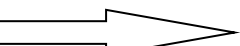
- 公民館利用者数：利用者のべ人数。生涯学習機会の提供と利用状況を示す指標。
- 図書館の図書貸出冊数：生涯学習機会の提供と利用状況を示す指標。

施策 2-2-2 誰もが生涯を通してスポーツに親しめる環境づくりをします

【施策の目的】

社会体育施設の整備充実と指導者、スポーツ団体の育成に努めるとともに、生涯スポーツ推進体制の確立によるスポーツ振興活動を促進し、子どもから高齢者まで多くの住民が個人の適性や健康状態、能力に応じて気軽に楽しめるスポーツ活動の場を提供します。

1 施策の基本方向

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
(1)スポーツ活動機 会の確保 (地域の身近な 施設で、年齢・性別を問わず、 体力・技術レベルなどに応じ てスポーツ活動ができるよ うにします。)	○生涯スポーツ 普及事業	●スポーツ推進委員を活用し、軽スポーツ教室を随時開催します。	●事業内容を見直し、継続して実施します。	
	○スポーツ交流 事業	●町体育協会へ社会体育事業を委託し、町民の体力増進、競技力向上のため各種事業を開催します。	●事業内容を見直し、継続して実施します。	
	○各地区公民館 生涯スポーツ事 業	●各地区体育会との共催により、地域住民の親睦とスポーツ活動参加の機会提供を目的として、球技大会などを開催します。		
(2)指導員育成及び 競技スポーツの振 興 (体育協会や各種競技団 体等の組織体制を充実し、優 れた指導者の発掘・育成に努 め、競技スポーツの振興と競 技力の向上を目指します。)	○競技スポーツ 推進事業	●各競技団体を支援し、選手及び指導者を育成します。		
	○総合運動公園 等管理運営事業	●体育施設の点検・調査を随時行い、整備・修繕計画を基に適正な維持管理を行います。	●計画を見直しながら、継続して維持管理に反映させます。	
●利用者が安全で快適に利用できるよう、施設の維持管理及び利用調整を行います。				

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
<p>(4) 健康づくり活動の推進 (健康教育、健康づくり関係機関・団体と連携し、誰もが気軽に親しむことができる健康づくりを進めます。そのため、スポーツ、レクリエーションを推進し、地域間、世代間の交流の輪を広げます。)</p>	○生涯スポーツ普及事業	●スポーツ推進計画を基に町民の健康づくりを推進します。		
<p>(5) スポーツ合宿や大会の誘致 (多様なニーズに対応できる体育施設と町内の多彩な宿泊施設を有効に活用し、住民にトップレベルのアスリートと交流できる機会を創出するスポーツ合宿や、大会の誘致など幅広いスポーツの普及振興に努めます。)</p>	○スポーツ交流事業、観光スポーツ推進事業 ○国民体育大会事業	●観光協会等を交えながらスポーツ合宿等の誘致体制を整備するとともに、誘致活動を行います。 ●プレ大会(東北総合体育大会)の協議運営を円滑に進めます。	●誘致活動を継続します。 ●国民体育大会、身障者スポーツ大会の協議運営を円滑に進めます。	
<p>(6) 総合型地域スポーツクラブの育成 (子どもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々が、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できるようにするため、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブの育成を支援します。)</p>	○生涯スポーツ普及事業	●クラブ登録されている御所地区体育会、NPO法人栗石なつめ倶楽部の運営・事業実施の活動支援を行います。		

2 みんなで目指す目標（成果指標）

指標名		計画策定時	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
スポーツ実施率	目標値		17.0%	17.0%	17.0%	18.0%	18.0%
	実績値	16.7%	16.7%	16.3%	16.3%	39.8%	
国体出場者人数	目標値		18人	18人	20人	20人	20人
	実績値	16人	20人	19人	19人		

【指標の説明】

■スポーツ実施率：住民意識調査における、定期的に週1回以上スポーツを実施している人の割合。スポーツ・レクリエーション環境の充実度と住民の活動状況を示す指標。

■国体出場者人数：冬季及び夏季大会参加選手数（団体競技参加人数含む）。地元選手の競技力向上を示す指標。

基本施策 2-3 歴史文化を継承し多様な文化芸術とふれあうまちづくりをします

施策 2-3-1 文化芸術活動を通して生きる喜びと創造性や感性を育みます

【施策の目的】

多様な文化芸術活動の振興を図るため、創作・発表・鑑賞機会の拡充や心豊かな子どもたちを育む文化芸術活動の推進、文化芸術団体の育成に努めます。

1 施策の基本方向

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
(1) 表現の場の確保 (住民が自主的・主体的に文化芸術活動を継続して行うことができるよう支援するとともに、活動の成果を発表する場を確保します。)	○芸術文化活動等推進事業	●文化の日(11/3)に合わせて、展示部門・舞台部門からなる町総合芸術祭を開催します。		
	○芸能文化活動支援事業	●町民劇場の脚本、キャストの募集を行い、住民参画による創作演劇活動の支援と成果披露の機会を提供します。 ●本町ゆかりの出演者による伝統芸能等の継承と、活動成果発表の機会を提供し、活動支援を行います。		
(2) 鑑賞の機会の充実 (より多くの人が気軽に文化芸術にふれることができるよう、野菊ホールなどの効率的な活用とともに、優れた質の高い文化芸術の鑑賞機会を充実します。)	○芸術文化学習事業	●優れた舞台芸術の鑑賞により、豊かな創造力や感性を養い、芸術文化意識の高揚を図ります。		
		●芸術性の高いクラシック音楽などの鑑賞機会を小中学生に提供するとともに、優れた指導者により、参加者の演奏技術・意識高揚を図ります。		
(3) 文化芸術の情報発信及びネットワーク構築 (町内外における文化芸術活動に関する情	○生涯学習事業	●町民が自主的に文化芸術活動できるよう、また、公民館主催の生涯学習や文化芸術事業、公民館を拠点と		

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
報を住民が容易に得ることができ、参加、交流しやすい環境をつくります。また、文化芸術活動を実践している団体や活動者のネットワークの構築に努めます。)		するサークル活動について、広報やホームページを利用して情報提供します。		

2 みんなで目指す目標（成果指標）

指標名		計画策定時	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
自主的・自発的活動者数	目標値		320人	340人	360人	380人	400人
	実績値	310人	297人	286人	233人	225人	
文化芸術団体数	目標値		31団体	32団体	33団体	34団体	34団体
	実績値	30団体	27団体	26団体	26団体		

【指標の説明】

- 自主的・自発的活動者数：総合芸術祭への出展者・出演者数。芸術文化活動の振興状況を示す指標。
- 文化芸術団体数：公民館で活動するサークル数。芸術文化活動の振興状況を示す指標。

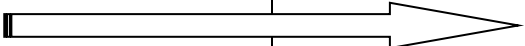
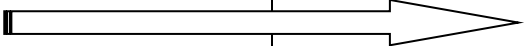
施策 2-3-2 町に伝わる貴重な文化財の保存伝承に努め紹介します

【施策の目的】

町に古くから伝わる文化財（有形・無形文化財、民俗文化財、記念物等）は、町の貴重な財産であることから、保存、継承に努めるとともに、積極的な活用と情報発信に取り組みます。

1 施策の基本方向

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
<p>(1)埋蔵文化財の保存と活用 (埋蔵文化財と各種開発事業の調整に努めるとともに、埋蔵文化財の適切な保護とその活用を図るため、発掘調査や各種研究事業を推進するほか保存管理および公開体制の整備に努めます。)</p>	○埋蔵文化財保護事業	●各種開発に伴う埋蔵文化財取扱事務を適正に実施します。		
		●町内出土資料の再精査を実施するとともに、資料の展示会を開催します。		
		●町内重要遺跡の学術的な発掘調査実施に向けた検討を行います。		
<p>(2)文化財の後継者育成 (本町にとって重要な文化財は指定し保存するとともに、民俗芸能等の無形の文化財は、継承のための技術向上や後継者育成の支援に努めます。また、伝統文化を次世代に継承していくために住民の理解を深め、文化財保護団体などの育成を図ります。)</p>	○指定文化財等保護事業	●必要に応じ文化財の町指定を行います。		
		●無形文化財芸能祭を開催するとともに、途絶えた演目の復活に取り組みます。		
<p>(3)歴史文化資源の観光活用 (本町が有する歴史民俗的文化遺産を守り、後世に伝えながら観光資源として活用できるよう史跡の整備や民俗資料の保全、伝統行事の伝承に努めると</p>	○指定文化財等保護事業	●観光資源として活用できる史跡、民俗資料、伝統行事を整理するとともに、文化財等の表示看板整備及び案内板の設置に取り組みます。		

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
<p>もに、町のホームページや観光パンフレットなど様々な媒体で広く全国に情報を発信します。)</p> <p>(4) 歴史学習機会の創出 (町の魅力を再認識し、郷土・しずくいしへの愛着や理解を深めるとともに、町のルーツや文化を総合的に学習できる機会を創出し、歴史に触れ、親しむ機会を増やします。)</p> <p>(5) 歴史民俗資料館の管理運営 (歴史民俗資料館については、収蔵量超過を解消し、町の歴史や文化を学ぶ拠点としての機能を高め、曲り屋については昔の生活体験学習の場とするほか観光資源としての有効利用に努めます。)</p>	<p>○ 歴史民俗資料館管理運営事業、指定文化財等保存事業</p> <p>○ 歴史民俗資料館運営普及事業</p>	<p>● 歴史学習機会創出の拠点施設となっている歴史民俗資料館の利活用に向けた検討を行います。</p> <p>● 第3回戸沢サミット(秋田 仙北市)へ参加し、戸沢氏を通じた各市との交流を行います。</p> <p>● 基礎資料をもとに効果的な学習資料の作成と来館者等への対応を行います。</p> <p>● 資料収蔵量超過を解消するための検討と資料の効率的な展示方法の検討を行います。</p> <p>● 企画展の開催を検討・実施します。</p>	<p>● 検討の結果に基づき、課題解決と新たな機会創出に取り組みます。</p> <p>● 第4回戸沢サミットを雫石町で開催し、各市との交流を深め、町民の学習の場とします。</p>	<p>● 継続して、課題解決と新たな機会創出に取り組みます。</p> <p>● 第5回戸沢サミット(茨城 小美玉市)へ参加し、戸沢氏を通じた各市との交流を行います。</p>
				
			<p>● 資料収蔵量超過に対する直接的な解決方法の決定を行います。</p>	<p>● 資料収蔵資料の整理を行います。</p>
				

※ 戸沢サミット…出羽の戦国武将の子として生まれ、常陸国松岡藩の藩主を経て新庄藩祖となった戸沢政盛公にゆかりのある5つの自治体(雫石町、茨城県高萩市、小美玉市、山形県新庄市、秋田県仙北市)の参加で開催された。

2 みんなで目指す目標(成果指標)

指標名		計画策定時	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
指定文化財数	目標値		34件	34件	35件	35件	36件
	実績値	33件	34件	34件	34件	34件	
歴史民俗資料館利用者数	目標値		2,080人	2,200人	2,300人	2,450人	2,600人
	実績値	2,080人	1,657人	2,371人	2,080人		

【指標の説明】

- 指定文化財数：地域特有の文化財の保存・継承状況を示す指標。
- 歴史民俗資料館利用者数：文化財の活用・情報発信状況を示す指標。

健やかでやすらぎあるまち

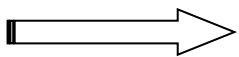
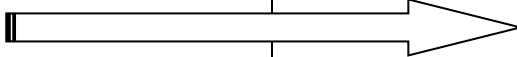
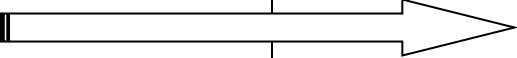
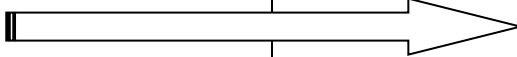
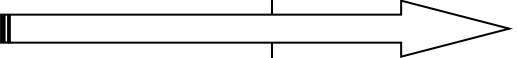
基本施策 3-1 体と心の健康を支えるまちづくりをします

施 策 3-1-1 安心して暮らせる医療体制を整え健康づくり活動を推進します

【施策の目的】

患者個々の状況に応じた良質の医療サービスが受けられるようにするとともに、病気にかからないための健康づくり運動により増加する医療費を抑制します。

1 施策の基本方向

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
(1)健康センターの運営 (健康センターを中心として、保健・医療・福祉の切れ目のないサービスを提供し、健康の保持増進、疾病予防・介護予防を一体となって推進します。)	○健康増進事業	●『 ^{※1} 町民健康台帳』システムのシステム機能を活用した効果的な健康維持・増進事業の企画・実施を進めます。	●前年度の検討に基づく、新たな健康維持・増進事業を実施するとともに、システム機能を活用した効果的な健康維持・増進事業の企画・実施を継続します。	
	○つどいの広場交流事業	●患者さんや来所者などに季節感や潤い、また、親近感を持っていただけるような工夫を凝らした事業を企画・実施します。		
	○包括的・継続的ケアマネジメント事業	●保健、医療、福祉・介護の垣根を越えた町民の相談やコーディネートを継続的に行います。		
	○診療事業	●「 ^{※2} 地域包括ケアシステム」の説明会を自治会等で開催し周知に取り組みます。		
		●診療体制の見直しを行いながら、雫石診療所の土曜診療、旧西山診療所及び旧御明神診療所の出張診療所、訪問診療や訪問看護ステーションとの連携により在宅医療を進めます。		

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
(2) 広域圏連携による医療体制の充実 (盛岡医療圏での医療機関相互の機能分担と、より一層の連携強化により救急医療体制の充実に努めます。)	○救急医療等確保事業	<ul style="list-style-type: none"> ●県央区の救急医療体制を堅持する必要があることから、盛岡地区の二次救急医療の事業の継続実施と体制の確保に努めます。 ●盛岡広域首長懇談会事務検討会「救急医療部会」で救急医療体制の再整備を検討していきます。 		
	○救急医療等確保事業	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅救急当番医制委託事業は、休日の初期救急医療体制を確保するため、岩手西北医師会に委託して事業を実施します。 		
(3) 地域医療体制の充実 (身近なかかりつけ医や各診療所・病院との密接な地域連携を促進するとともに、医療の質の向上を図り、住民が安心して医療を受けられるよう支援します。また、町内及び近隣の医療機関と連携し、祝祭日等における医療体制の充実に努めます。)	○患者等輸送バス運行事業	<ul style="list-style-type: none"> ●患者等輸送バスは、あねっこバスへの切り替えに向け、町全体の生活交通体系の中で検討を行います。 	●未定	
	○診療事業	<ul style="list-style-type: none"> ●雫石診療所の土曜診療を継続し町民のかかりつけ医として地域医療を担います。 		
	○診療事業	<ul style="list-style-type: none"> ●旧西山診療所及び旧御明神診療所の出張診療所を継続するとともに診療体制の見直しを検討します。 		
	○診療事業	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括ケアの充実を図るため、地域包括支援センター及び訪問看護ステーション等との連携を図ります。 		
	○医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ●町民に安心して必要な医療を受けやすい環境を提供するため、医療費給付助成事業に取り組みます。 		

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
(4) 健康づくり活動の推進 (保健推進員の協力を得ながら、広く住民に健康づくりの重要性に対する理解を深める活動を推進します。)	○健康増進事業	●健康づくりに関する意識啓発を目的に保健推進員研修会を実施し知識の習得に努めます。また、検診受診率向上と健康意識を高める取り組みを行います。		
	○健康増進事業	●『町民健康台帳』システムのシステム機能を活用した効果的な健康維持・増進事業の企画・実施を進めます。(再掲)	●前年度の検討に基づく、新たな健康維持・増進事業を実施するとともに、システム機能を活用した効果的な健康維持・増進事業の企画・実施を継続します。(再掲)	
	○健康増進事業	●「さわやか健康しすくい 21・食育推進計画(第2次)」に基づき、事業を実施します。		
(5) 食育推進計画の推進 (食生活改善推進員の協力を得ながら、広く住民に食育の重要性に対する理解を深める活動を推進します。)	○食生活改善推進事業	●「さわやか健康しすくい 21・食育推進計画(第2次)」に基づき、事業を実施します。(再掲)		
	○食生活改善推進事業	●食育を推進するため、食生活改善推進員の活動強化を図るとともに普及啓発活動事業を継続実施します。		

※1 町民健康台帳…一人ひとりに合った健康づくり事業を実施するため、町民の健診結果、保健指導の記録、介護認定情報やその個人が健康維持に取り組んだ情報を一元化したもの。

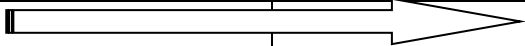
※2 地域包括ケアシステム…介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援などのサービスを、一体的に受けられる支援体制のこと。

2 みんなで目指す目標（成果指標）

指標名		計画策定時	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
三大疾病死亡率	目標値		52.0%	51.5%	51.0%	50.5%	50.0%
	実績値	52.6%	59.0%	53.4%			
一人当たりの医療費	目標値		499,570円	504,972円	502,413円	501,505円	499,629円
	実績値	515,775円	499,362円	525,964円	531,215円		

【指標の説明】

- 三大疾病死亡率：三大疾病（がん、心疾患、脳卒中）を起因とする死亡率。適切な医療による健康寿命の延伸を示す指標。
- 一人当たりの医療費：国保等被保険者の一人当たり平均値。健康づくり活動への支援の成果を示す指標。

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
(5)自死遺族への支援 (大切な人を自死でなくされた遺族に対し、お互いの悲しみや生きることを支え合う活動を支援します。)	○精神保健事業	●自死遺族に対して保健師が訪問して相談活動を実施します。		

- ※1 節目総合健診…35歳以上60歳まで5歳ごとに行われる総合的な健康診査。
- ※2 生活習慣病…糖尿病・脂質異常症・高血圧・高尿酸血症など、生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患の総称であり、がん、脳血管疾患、心臓病の3大死因も生活習慣との関わりが強いと言われている。
- ※3 特定保健指導…40歳以上75歳未満の医療保険者に対し、メタボリックシンドローム(内臓脂肪型肥満)の早期発見を目的とした健康診査(特定健康診査)を行い、メタボリックシンドローム、あるいはその予備軍とされた人に対して、保健指導(特定保健指導)の実施を義務付けている。
- ※4 うつスクリーニング…こころの健康診査のこと。主に「うつ」等のこころの疲労度をチェックすること。
- ※5 傾聴ボランティア…苦しみや悩みをじっくり聴くことで、相手の心を癒やし孤独や不安を軽減させる手助けをするボランティア。
- ※6 ゲートキーパー…自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のこと。

2 みんなで目指す目標(成果指標)

指標名		計画策定時	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予防接種率	目標値		80.0%	80.5%	81.0%	81.5%	82.0%
	実績値	79.6%	71.1%	46.7%	67.3%		
各種検診受診率	目標値		30.0%	30.5%	31.0%	31.5%	32.0%
	実績値	29.7%	32.7%	36.1%	34.8%		
自殺による死亡数(人口10万対)	目標値		65.0	60.0	55.0	45.0	40.0
	実績値	83.2	67.3	45.3	46.0		

【指標の説明】

- 予防接種率：予防接種受診者数÷通知対象者。疾病に対する予防対策状況を示す指標。
 - ※平成23年度までの予防接種項目は、三種混合、ポリオ、麻しん風しん、BCGでしたが、平成24年度法改正により、三種混合にポリオを加えた四種混合、麻しん風しん、BCGを接種項目としています。
- 各種検診受診率：検診受診者数÷通知対象者。心身の健康維持への支援の状況を示す指標。
- 自殺による死亡数：自殺者を減らすことを目指すための指標。

基本施策 3-2 誰もがいきいきと暮らせるまちづくりをします

施策 3-2-1 子どもを産み育てやすい環境を整備します

【施策の目的】

家庭や地域社会が連携し、安心して子どもを産み育てることができる環境を整えます。

1 施策の基本方向

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
<p>(1) 母子保健、育児支援体制の充実 (母子の健康管理のため、乳幼児健康診査や妊産婦健康診査等を実施するとともに、子育てにおける育児不安・ストレスを軽減するため、各種子育て教室や育児相談を充実して、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに努めます。)</p>	○母子保健事業	<p>●安心して出産ができるよう、妊婦健康診査の公費負担を行います。</p> <p>●乳幼児健診や乳幼児精密健康診査を医療機関へ委託し、疾病や障害の早期発見に努めます。</p> <p>●母子が安心して生活できるよう家庭訪問し、育児不安・ストレスの軽減とともに、虐待の発見・防止に努めます。</p> <p>●保健師による家庭訪問を実施するとともに、養育医療についての周知を図り、安心して治療ができるよう支援を継続します。</p>		
		<p>●保育所入所希望者に対応できるように保育士(臨時)の確保・配置を行うほか、保育所の安全点検を徹底し、設備や備品等について修繕や更新等を適宜行います。また、子育てニーズに即した保育サービスを継続して実施します。</p>		
<p>(2) 子育てニーズに即したサービス提供 (多様化する子育てニーズを的確に捉え、保育所での延長保育や休日保育、病児・病後児保育を充実するなど、利用しやすい保育サービスの提供に努めるとともに、民間活力を活用した児童・福祉施設運営を継続します。)</p>	○保育所管理運営事業			

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
(3)子育て支援体制の整備 (子どもが健やかに育つよう、家庭はもとより地域、学校、民間、関係団体等と連携し、地域全体で子育てを支援し子どもを見守る体制を整備します。)	○児童家庭相談事業	●町全体で子育て環境を良好に保つため、子育て支援ネットワーク会議を開催し、最新の子育て支援情報の共有を図ります。	▶	
(4)児童虐待防止への支援体制強化 (児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援をするため、保健、医療、教育、警察等関係機関と連携し、解決につなげる虐待防止ネットワークを強化します。)	○児童家庭相談事業	●関係機関の連携をさらに強化し要保護児童の早期発見、支援状況確認と支援の見直し等を必要に応じて行います。	▶	
(5)安心子育て医療費助成事業の継続 (中学卒業(15歳の年度末)まで拡大して実施している医療費助成(医療費の無料化)を継続して実施します。)	○医療費助成事業	●医療費の助成を行い、経済的軽減を図り、生活援助に取り組みます。	▶	

2 みんなで目指す目標（成果指標）

指標名		計画策定時	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
早期妊娠届出率	目標値		82.4%	83.0%	83.7%	84.3%	85.0%
	実績値	81.7%	88.4%	91.2%	83.6%		
乳幼児健康診査受診率	目標値		92.9%	93.5%	94.0%	94.5%	95.0%
	実績値	92.4%	94.1%	90.1%	90.6%		
児童福祉施策に対する満足度	目標値		39.0%	45.0%	51.0%	60.0%	65.0%
	実績値	33.1%	—	42.8%	—	42.2%	

【指標の説明】

- 早期妊娠届出率：妊娠 11 週以内の早期届出による経済的負担や疾病等のリスクを軽減するための妊産婦への支援状況を示す指標。
- 乳幼児健康診査受診率：乳幼児の健やかな成長の支援状況を示す指標。
- 児童福祉施策に対する満足度：調査において「満足している」、「やや満足している」と回答した人の割合。全般的な子育て支援対策による成果を示す指標。

施策 3-2-2 高齢者が安心して元気で暮らせるための環境を整えます

【施策の目的】

高齢者が住みなれた地域の中で生きがいを持って自立した健康な暮らしができるようにします。また、増加する要介護認定者へ介護サービスの周知を行うとともに、要支援者へは要介護状態への進行を予防する介護予防サービスの適正利用を推進します。

1 施策の基本方向

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
(1) 高齢者の生きがいづくり推進 (健康増進や地域社会への奉仕など高齢者の社会参加活動を支援し、高齢者の生きがいづくりを推進します。)	○老人クラブ活動助成事業	●町老人クラブ連合会、各単体老人クラブに補助金を交付し老人クラブ活動を支援します。		
	○敬老事業	●敬老会の開催内容を検討し協議の上実施します。		
	○老人憩いの家管理運営事業	●老朽化が進んでいる老人憩いの家を適正に管理します。		
	○介護予防事業	●健康づくり、仲間づくり、社会参加を目的とした健康教室を開催します。		
(2) シルバー人材センターへの支援 (高齢者の地域での相互支援による幅広い社会貢献活動への参加を促進するとともに、高齢者の人材活用・就業機会の確保のため、シルバー人材センター活動を支援します。)	○シルバー人材センター運営事業	●シルバー人材センターへ運営費補助金を交付し、生きがいづくり、社会参加を支援します。		
(3) 高齢者への生活支援サービスの充実 (高齢者への生活支援サービスとして、通院・通所などの外出支援事業、軽度生活援助事業等の提供を行うと	○高齢者外出支援事業	●ケアタクシーの利用者に対して利用料を助成します。		
	○軽度生活援助事業	●軽微な日常生活上の援助をシルバー人材センターに委託して支援します。		

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
<p>ともに、サービス提供についての周知に努めます。)</p> <p>(4) 独居等高齢者支援体制の整備 (独居等高齢者が安心して生活できるよう、近隣家庭はもとより、地域、民間、関係団体等と連携し、地域全体で高齢者を支援し、声掛けなどによる見守り体制を整備します。)</p> <p>(5) 地域ケアシステムの確立 (高齢者ができる限り介護を要する状態にならなく、健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、^{※1}地域包括支援センターを中心とした^{※2}ケアマネジメント体系を確立し、介護予防の推進や権利擁護、相</p>	○在宅屋食サービス事業	●独居高齢者等に対して、温かい食事の提供と安否確認を行います。		
	○寝具洗濯等サービス事業	●独居高齢者等に対して寝具の洗濯、乾燥、消毒により清潔で快適な生活を送れるよう支援します。		
	○老人日常生活用具給付等事業	●日常生活用具の給付又は貸与により、日常生活支援をします。		
	○低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業	●継続して「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」(モデル事業)を実施し、空き家を活用し対象者を支援します。		
	○緊急通報装置貸与・給付事業	●緊急通報装置を貸与又は給付し、急病や災害時の緊急時に迅速かつ適切に対応します。		
	○在宅屋食サービス事業	●独居高齢者等に対して、温かい食事の提供と安否確認を行います。(再掲)		
	○地域包括支援センターランチ運営事業	● ^{※1} 地域包括支援センターランチに要介護者台帳を提供し独居高齢者等を支援します。		
	○包括的・継続的ケアマネジメント業務	●認知症地域支援推進員の設置を周知するとともに、認知症の方を支えるまちづくり連絡会の活動を進めます。		
	○包括的・継続的ケアマネジメント業務	●高齢者の生活を総合的に支援するために医療、介護、福祉等関係者による地域ケ		

2 みんなで目指す目標（成果指標）

指標名		計画策定時	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
65歳以上で自立している人の割合	目標値		83.2%	83.2%	83.2%	83.2%	83.2%
	実績値	83.2%	81.3%	79.8%	80.2%	81.0%	
重度要介護認定者のうち在宅介護を受けている人の割合	目標値		30.2%	31.0%	31.8%	32.6%	33.3%
	実績値	29.40%	29.5%	28.8%	26.6%	24.5%	
シルバー人材センター就労延べ日数	目標値		3,670日	4,000日	4,350日	4,670日	5,000日
	実績値	3,335日	4,059日	4,258日	4,592日	4,650日	

【指標の説明】

- 65歳以上で自立している人の割合：介護保険第1号被保険者のうち要支援・要介護認定を受けていない者の割合。自立した生活を営むことができる高齢者の割合を示す指標。
- 重度要介護認定者のうち在宅介護を受けている人の割合：重度要介護認定者（介護度4、5）のうち、居宅サービスを利用している者の割合。重度要介護認定後における在宅の高齢者の割合を示す指標。
- シルバー人材センター就労延べ日数：高齢者の生きがい対策や社会貢献の状況を示す指標。

施策 3-2-3 障がい者が生活しやすい環境を整えます

【施策の目的】
障がい者が住みなれた地域の中で安心していきいきと自立した暮らしができるようにします。

1 施策の基本方向

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
<p>(1) ノーマライゼーション社会の実現 (障害の有無にかかわらず地域全体でお互いが支え合い、生きがいのある社会を形成するために、障がい者福祉に関する情報提供や、障がい者との交流により、心のバリアフリーを進めます。)</p>	○障がい者自立支援給付事業、障がい者支援事業	●広報、ホームページ等に制度を掲載し、福祉制度の情報提供に努めます。		
	○障がい者地域生活支援事業、障がい者交流促進事業	●障がい者スポーツ大会、いきいき福祉まつり等への参加を促進し、心のバリアフリーを推進します。		
<p>(2) 障がい者の社会参加促進 (障がい者が地域社会でいきいきと生活できるよう、自立、更生に向けた保健・医療・福祉体制の連携強化や地域活動などへの社会参加を促進します。)</p>	○障がい者自立支援給付事業、障がい者支援事業	●障がい者個々の多様なニーズに対応するため関係機関との連携に努め、社会参加を推進します。		
	○障がい者地域生活支援事業、障がい者交流促進事業	●町身体障害者福祉協会への加入支援、障がい者スポーツ大会、いきいき福祉まつり、芸術祭等への積極的な参加を呼びかけます。		
	○障がい者地域生活支援事業	●障がい者虐待防止センターを円滑に運営し、施設、事業所、職場での虐待を防止、社会参加を促進します。		
<p>(3) 相談体制の充実 (障がい者が住みなれた地域で安心して生活していただけるよう、自立訓練などの支援や地域で自立するための就労支援を促進するとともに、</p>	○障がい者地域生活支援事業	●障がい者虐待防止センターの通報受理体制(24時間対応)により、緊急支援に努めます。		
	○障がい者地域生活支援事業	●障がい者への個別訪問により、状況を把握するとと		

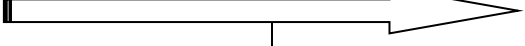
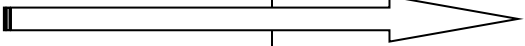
施策 3-2-4 みんなで支える地域社会をめざします

【施策の目的】

住民、事業者、行政が連携し、互いに支え合い、助け合う地域社会をつくります。また、ひとり親世帯や低所得世帯が安心して暮らし、経済的に自立できるよう支援します。

1 施策の基本方向

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
(1)地域コミュニティ体制と福祉教育の充実 (住民、事業者、行政の役割を明確にし、連携しながら、民生委員・児童委員を中心として地域の中で互いに支え合い助け合う体制と、子どもたちの「思いやりの心」を地域ぐるみで育てるための福祉教育の充実に努めます。)	○人権啓発活動事業、民生連絡員児童連絡員活動事業、雫石町社会福祉協議会事業	●民生児童委員による学校訪問活動、人権擁護委員による「人権の花植栽」を実施します。		
		●社会福祉協議会が開設する災害ボランティアセンターの活動を支援します。		
(2)相談体制の充実 (保健・福祉サービスの情報を提供するとともに、地域の多様な生活課題にきめ細やかに対応するため、地域における相談体制の充実に努めます。)	○民生連絡員児童連絡員活動事業、人権啓発活動事業、心配ごと相談事業、消費者支援事業	●民生児童連絡員による活動を支援します。		
		●人権擁護委員による特設相談所を開設します。		
		●弁護士、専門相談員による総合相談所を開設します。		
		●消費生活相談員を配置し、消費生活相談体制を万全にします。		
(3)住民参加による地域福祉活動の推進 (住民参加による地域福祉活動を推進していくために、町社会福祉協議会と連携して、NPO法人、福祉ボラ	○雫石町社会福祉協議会事業、保健福祉計画推進事業	●町社会福祉協議会が実施する多様なボランティア活動を支援します。		
		●町地域保健福祉審議会を開催し、町保健福祉計画の進捗状況を検証します。		●町地域保健福祉審議会及び各部会を開催し、計画の見直しを行います。

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
ンティアなどの育成・活動支援を行います。)				
(4)ひとり親世帯への支援体制の充実 (ひとり親世帯などの生活の安定と自立の促進を図るため、各種助成制度の周知や民生委員・児童委員、母子自立支援員兼家庭相談員等と連携し、就労、教育、医療、生活支援等に係るきめ細かな相談・指導に努めます。)	○民生児童連絡員活動事業	●民生児童連絡員を通じて、福祉サービス等の情報提供に努めます。		
(5)低所得世帯の経済的自立支援 (低所得世帯・生活保護世帯の経済的自立・更生に向け、関係機関と連携しながら、就労、教育、医療、生活支援等に係る適切な相談・指導に努めます。)	○民生連絡員児童連絡員活動事業	●民生児童連絡員を通じて、福祉サービス等の情報提供に努めます。		

2 みんなで目指す目標(成果指標)

指標名		計画策定時	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
ボランティア登録者数	目標値		560人	600人	640人	680人	680人
	実績値	551人	594人	601人	676人	680人	
ボランティア団体登録数	目標値		47団体	48団体	49団体	50団体	45団体
	実績値	44団体	38団体	39団体	45団体	45団体	
地域福祉活動実施自治会数	目標値		45団体	52団体	59団体	67団体	45団体
	実績値	38団体	43団体	47団体	44団体	44団体	

【指標の説明】

■ボランティア登録者数～地域福祉活動実施自治会数：介護・福祉に関する住民の意識醸成及びサポート体制を示す指標。

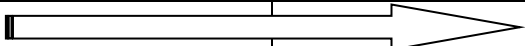
施策 3-2-5 消費者トラブルから住民の暮らしを守ります

【施策の目的】

住民の消費生活の安全と利益を擁護し、消費に係るトラブルが減少するよう、意識啓発や暮らしの情報提供、苦情相談、処理体制の整備に努めます。

1 施策の基本方向

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
<p>(1) 情報提供によるトラブルの未然防止 (住民が安心して消費生活を送れるよう、消費者講座、啓発事業の実施やホームページ上での情報提供を行い、巧妙化し複雑化する悪質商法や架空・不当請求による被害の未然防止のために、消費者トラブルに関する情報を提供します。)</p>	○消費者支援事業	●盛岡市消費生活センター、県民生活センターなどでの連携により、トラブルの未然防止を図ります。		
		●広報等で消費生活に関する情報を提供するなど啓発活動に取り組みます。		
		●子どもが悪質商法にまきこまれないよう広報等を通じて啓発を行います。		
<p>(2) 子どもへの啓発活動の強化 (携帯電話の普及に伴い、子どもたちが気軽にインターネットに接続できる環境が整備されたことから、ネット誘引やネット詐欺など、悪質な大人の罠に引っ掛からないための啓発活動を実施します。)</p>	○消費者支援事業	●子どもが悪質商法にまきこまれないよう広報等を通じて啓発を行います。		
<p>(3) 相談体制の充実 (消費者トラブルに巻き込まれた際の早期対応のために、関係機関と協力し、早急に適切な対応が可能となるよう相談体制の充実に努めます。)</p>	○消費者支援事業	●消費生活相談員を配置し、相談体制を充実します。		

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
(4)消費者救済支援の実施 (消費者救済資金の貸付等、消費者救済のための支援を行います。)	○消費者支援事業	●消費者債務の整理、消費者被害の救済等に要する資金を借り入れできるよう県消費者信用生協に公金預託を行います。		

2 みんなで目指す目標（成果指標）

指標名		計画策定時	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
消費者生活相談 件数	目標値		111件	113件	115件	117件	53件
	実績値	109件	34件	21件	53件	50件	
消費者救済資金 利用者数	目標値		52件	54件	56件	58件	45件
	実績値	49件	21件	44件	45件	45件	

【指標の説明】

- 消費者生活相談件数：町相談員への相談件数。消費者問題への適切な対応による、住民生活の安全と財産擁護の状況を示す指標。
- 消費者救済資金利用者数：安定した生活を送るための救済資金の利用状況を示す指標。

施策大綱 4

産業力を高め合い活力みなぎるまち

基本施策 4-1 持続的に発展可能で魅力的な農林業を展開するまちづくりをします

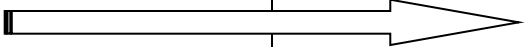
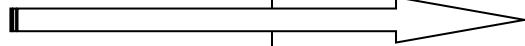
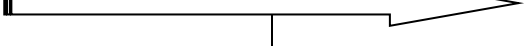
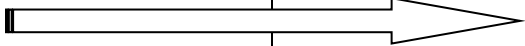
施策 4-1-1 人材育成とともに収益性の高い経営基盤を強化します

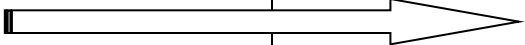
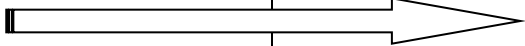
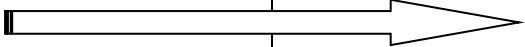
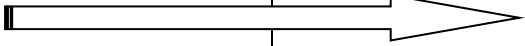
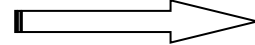
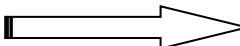
【施策の目的】

※1 認定農業者や営農組織など意欲ある経営体を確保・育成するとともに、意欲ある経営体への農地利用集積など農地の集約、拡充による有効活用を推進しながら、収益性を高める経営基盤を強化します。

1 施策の基本方向

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
<p>(1) 組織営農の推進 (将来を見据えた安定的な農業経営を継続していくために、大規模農家と小規模農家や兼業農家等との役割分担についての合意形成に基づく組織営農を推進するとともに、起業活動による付加価値化を促進します。)</p>	<p>○地域営農推進事業、集落営農支援事業、農業指導センター運営事業</p>	<p>●地域農業マスタープラン実践支援事業（県単：機械整備等）により農業経営基盤強化を支援します。</p>	<p>●県単事業の動向及び農家の機械整備希望状況に応じて支援策を講じます。</p>	➡
		<p>●集落営農支援センターに専門指導員を配置し、相談支援を実施します。</p> <p>●地域営農推進協議会が行う「水田転作を合理的に行うための事業」に対し機械導入等の助成を行います。</p> <p>●起業を目指す農家及び起業して取り組んでいる農家に対して支援・フォローを実施します。</p>	<p>➡</p> <p>➡</p> <p>➡</p>	<p>➡</p> <p>➡</p> <p>➡</p>
<p>(2) 意欲ある経営体の育成 (意欲ある経営体の確保・育成や意欲ある経営体への農地の利用集積を図り、後継者や新規就農者への情報提供や育成を積極的に進めます。)</p>	<p>○農地政策促進事業、農業後継者育成支援事業、後継者出合い応援事業、農地利用調整事業</p>	<p>●農地中間管理事業活用による農地集積等を促進します。(再掲)</p>	<p>➡</p>	<p>➡</p>
		<p>●新規就農者からの相談に応じ、国の給付金制度活用や認定新規就農者制度などを紹介します。</p> <p>●農業後継者等で組織する農業振興青年クラブの活動</p>	<p>➡</p> <p>➡</p>	<p>➡</p> <p>➡</p>

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
<p>(3) 農家経営意識醸成と経営指導体制の強化 (生産コスト管理や一部作業の外部委託などの企業的経営感覚を持った農業者への育成、誘導を図ります。また、農業者自らが適切な経営管理などの努力を重ね安定した所得を得よう、関係機関との連携による指導体制の強化を図ります。)</p>	<p>○農業経営体質強化事業、農業後継者育成支援事業、農業委員会運営事業</p>	<p>を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●後継者出会い応援事業として婚活パーティーを開催します。 ●農地の利用集積について調整し農地の集積を支援します。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ●経営改善計画策定支援を実施します。農業経営簿記教室については継続受講者の自立を促進し新規受講者を中心に支援します。 ●認定農業者で組織する農業経営者協議会の活動を支援し経営に関する情報提供や関係機関との連携による指導を実施します。 ●標準的な賃金表を設定し、円滑な農作業受委託を支援します。 		
<p>(4) 農村活動環境の整備 (家族経営協定の締結を促進し、健全な農業経営の展開を図るとともに、農業青年や農村女性組織への支援、高齢農業者の技量の活用など、いきいきと農村活動に携わることのできる環境づくりに努めます。)</p>	<p>○農業者年金事業、農業後継者育成支援事業、農業指導センター運営事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●家族経営協定締結に向け、未締結農家に働きかけ、締結を促します。 ●家族経営協定を締結している農家に対して実態調査を行いながら、継続して健全な農業経営を促します。 ●農業振興青年クラブによる農業青年の農村活動を支援します。(再掲) ●トレーニングセンターの加工施設における農村女性等による農産加工を支援します。 		
				

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
(5) 農地の保全及び活用推進 (農地の持つ水利や景観環境など、多面的機能を維持するための保全活動を支援し、四季に富む優れた田園風景を保護し、耕作放棄地の活用を推進します。)	○農地利用調整事業、中山間地域総合整備事業、農地・水保全管理支援事業、地域ネットワーク再生事業、農地・農業用施設災害復旧事業	●農地パトロールを実施し、違反転用、遊休農地の現状を確認し、必要に応じ指導を行います。		
		●農地の活用を推進するため、農地利用状況調査を実施し、現地調査へ反映させます。		
		●農地法等事務手続きを適正に指導します。		
		●大村地区中山間地域整備事業(県事業)による農村環境整備による農地保全を支援します。		H30年度までの多面的機能支払制度への取り組みを促進し各組織の活動を通じた農地の多面的機能の維持・保全を支援します。
		●多面的機能支払制度への取り組みを促進し各組織の活動を通じた農地の多面的機能の維持・保全を支援します。	●水路の通年通水の水利権取得後における水質調査業務について継続して支援します。	
		●非灌漑期を通じた水路の通年通水の水利権取得に向け水質調査業務について補助金交付し実現に向けた取り組みを支援します。		
		●H25年豪雨災害からの農地等の災害復旧工事を実施します。		

※1 認定農業者…農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者や農業生産法人。

※2 営農組織…生産工程の全部又は一部について共同で取り組む組織。

※3 組織営農…集落を単位として生産工程の全部または一部を共同で行う「集落営農」を発展させ、広く生産を行う「組織」などを単位とする営農活動の取り組み。

2 みんなで目指す目標（成果指標）

指標名		計画策定時	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
認定農業者の経営面積	目標値		3,389ha	3,416ha	3,443ha	3,470ha	3,500ha
	実績値	3,362ha	3,472ha	3,662ha	3,552ha		
農業法人数	目標値		11 組織	12 組織	13 組織	13 組織	13 組織
	実績値	11 組織	11 組織	12 組織	11 組織	11 組織	
家族経営協定数	目標値		56 組	61 組	64 組	67 組	70 組
	実績値	46 組	52 組	53 組	54 組	56 組	
農地再生面積（再掲）	目標値		211a	251a	291a	321a	350a
	実績値	171a	171a	264 a	264a	309a	

【指標の説明】

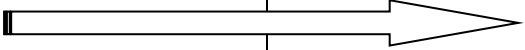
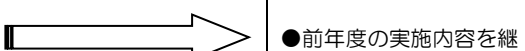
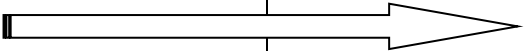
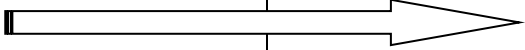


- 認定農業者の経営面積：積極的に農業に取り組む意欲ある経営体による生産状況を示す指標。
- 営農組織数：集落営農組織数。雫石町農業基本計画にあわせて、営農組織の経営面積から営農組織数に指標を見直した。
- 農業法人数：安定的な経営基盤の強化と収益性を高めるための指標。
- 家族経営協定数：農家における経営計画への参画、役割分担などを明文化した家族の数を示す指標。
- 農地再生面積（再掲）：耕作放棄地を農業利用地に改善した状況を示す指標。

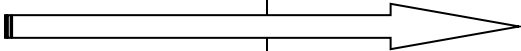
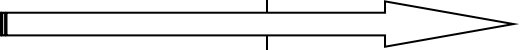
施策 4-1-2 農産物の品質を高めブランド化を図るとともに他業種との連携を推進します

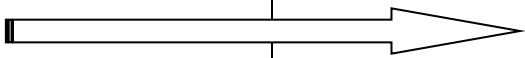
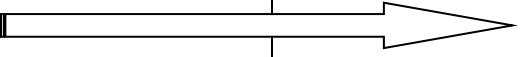
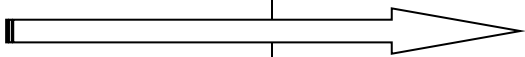
【施策の目的】

農産物の品質を向上させブランド化を図るとともに、農産物そのものの出荷にとどまらず加工により価値を付加するため他業種と連携した地域資源の活用を推進します。

1 施策の基本方向

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
(1) 産業間連携の強化 (新たな魅力と付加価値の高い農産加工品を提供して関連産業の所得を高めるため、農業のほか食品加工業、観光業、商工業などとの結び付きを強化促進します。)	○農業指導センター運営事業、農業政策推進事業	●次年度いわて国体開幕(10月)にあわせた雫石スーパーカレーのレトルトの商品化に向けて農観商の連携を促進します。 ●農産物の加工セミナーの継続、各種イベントを活用した商品PR、食品加工業、観光業、商工業との連携を促進します。 ●農産加工の促進に向けたアグリビジネス応援事業補助金交付金制度(町単)を継続実施します。 ●専門指導員を配置し農畜産物加工及び特産品の開発のための研修、指導、起業化支援、農業情報を収集し提供します。	●いわて国体開幕(10月)にあわせ雫石スーパーカレーのレトルト商品の販売を開始します。 	●雫石スーパーカレーの普及宣伝を行うほか新たな農産加工品の取り組みを実施します。 
		●前年度の実施内容を継続するとともに、これまでの取組を検証します。 		
(2) 農産物のブランド化の推進 (雫石の気候風土にあった農作物の生産や畜産等の定着、資源循環型農業による環境にやさしい生産技術、伝統と自由な発想・探求による加工技術により、雫石ならではの農産物のブランド化を推進します。)	○農産物生産振興対策事業、畜産政策促進事業	●JA各部会及び関係機関と連携しブランド化に向けた取り組みを継続して支援します。 ●引き続き雫石牛のブランド化を推進します。また、H29年度の宮城全共に向けた出品牛採択を視野にした生産者、関係機関一体と		●雫石牛のブランド化推進を継続実施します。宮城全共に向けた取り組みを継続実施します。 
				

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
(3) 栽培技術指導の強化 (花卉や果樹など新たな栽培品目の導入検討を促進し、関係機関と連携した栽培技術指導体制を強化します。)	○地産地消推進事業	<p>なった取組みを実施します。</p> <p>●改正した農産物等認証制度の普及による雫石の農産物のPRによるブランド化を推進します。</p>		
	○農産物生産振興対策事業	<p>●前年度、花卉部会と協議した結果に基づき、花卉ブランド化に向けた新品種導入について対応します。</p> <p>●果樹によるブランド化の実施の必要性を含め総合計画見直しの検討課題として協議検討を進めます。</p>		
	○地域営農推進事業	<p>●地域農業マスタープラン実践支援事業(県単：機械整備等)による農業経営基盤強化を支援します。(再掲)</p>		
(4) 環境に配慮した農業の推進 (安心、安全な農産物を生産するため、完熟たい肥などの有機質資源の利用、土壌分析に基づく適切な施肥、環境にやさしい農業資材の活用、 ^{※1} エコファーマーの育成など環境負荷の低減と環境に配慮した循環型農業を推進します。)	○しずくいしアグリリサイクルセンター管理事業	<p>●アグリリサイクルセンターの運営(指定管理)を通じて家畜排せつ物の適正処理と堆肥製造による資源循環型農業確立を推進します。</p>		
	○農業政策推進事業	<p>●エコファーマー認定の更新対象農家に対する説明会を実施します。</p>		
(5) 農産加工品の開発支援 (つくったものを原料としてそのまま販売するのではなく、加工により価	○農業指導センター運営事業	<p>●次年度いわて国体開幕(10月)にあわせて雫石スーパーカレーのレトルトの商品化に向けて農産商の連携</p>	<p>●いわて国体開幕(10月)にあわせて雫石スーパーカレーのレトルト商品の販売を開始します。(再掲)</p>	<p>●雫石スーパーカレーの普及宣伝を行うほか新たな農産加工品の取り組みを実施します。(再掲)</p>

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組			
		27年度	28年度	29年度	
<p>値を付加し高値で販売できる商品開発を支援します。また、女性や高齢者のアイデアや能力が十分に発揮できる環境づくりを推進します。)</p> <p>(6) 地域内発型加工の促進 (地域の農産物等の付加価値向上に向けて生産者の気運の醸成を図るとともに、農業者と加工・流通業者等の連携による、生産から加工、販売まで一貫した地域内発型の付加価値向上の取り組みを支援します。)</p> <p>(7) 郷土料理活用の支援 (「お重料理」をはじめとする郷土伝統料理の活用や地場食材を利用した新たな料理の研究・開発支援を行い、それらの料理を町へ訪れる人へ提供します。)</p>	<p>○農業指導センター運営事業</p> <p>○農業指導センター運営事業</p> <p>○地産地消推進事業</p>	<p>を促進します。(再掲)</p> <p>●農産加工から商品化、起業につながるよう乳加工セミナー、農産加工セミナーの開催及び起業した農家の訪問によるフォローアップを実施します。</p>		<p>●いわた国体開幕(10月)にあわせ雫石スープカレーのレトルト商品の販売を開始します。(再掲) また、盛岡周辺の加工・流通業者との連携も推進します。</p>	
		<p>●次年度いわた国体開幕(10月)にあわせ雫石スープカレーのレトルトの商品化に向けて農産物の連携を促進します。(再掲) また、盛岡周辺の加工・流通業者との連携も推進します。</p> <p>●農産加工セミナーを通じた地内発型加工を促進します。</p>			<p>●雫石スープカレーの普及宣伝を行うほか新たな農産加工品の取り組みを実施します。(再掲) また、盛岡周辺の加工・流通業者との連携も推進します。</p>
		<p>●地元食材利用による料理や郷土伝統料理を継続的に提供できるよう、しずくし料理研究会等の活動を支援します。</p>			
		<p>●食の匠による郷土料理紹介などを継続実施します。</p> <p>●町をPRする飲食イベントにおいては継続してお重料理を含めた郷土の食文化や伝統料理をPRします。</p>			

※1 エコファーマー…減農薬、有機質たい肥利用など環境負荷の少ない農作物の生産技術を満たす農業者。

2 みんなで目指す目標（成果指標）

指標名		計画策定時	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
エコファーマー 認定者数	目標値		146人	146人	147人	147人	148人
	実績値	146人	144人	147人	136人		
農産物認証農家 数	目標値		64戸	73戸	82戸	91戸	100戸
	実績値	55戸	45戸	41戸	30戸		
農産物提供店認 定店舗数	目標値		44店	48店	52店	56店	60店
	実績値	40店	46店	43店	36店		
起業者数	目標値		28人	29人	29人	30人	30人
	実績値	27人	31人	32人	32人		

【指標の説明】

- エコファーマー認定者数：減農薬、有機質たい肥利用など環境負荷の少ない農作物の生産状況を示す指標。
- 農産物認証農家数、農産物提供店認定店舗数：安心、安全で品質の良い農産物の提供基盤を示す指標。
- 起業者数：他業種と連携した起業の状況を示す指標。

施策 4-1-3 地産地消の推進と販路拡充による農産物の消費拡大を進めます

【施策の目的】

積極的に農産物売り込むため、町内観光施設等への地産地消流通システムの強化とともに、町域を越えた新規流通経路の開拓や新たな消費者の掘り起こしを行います。

1 施策の基本方向

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
(1) 農産物安定供給 対策の促進 (多様化・高度化する消費者や実需者のニーズに応え、需要の高い農産物を安定的に供給できる体制を整備し、安全・安心な食の生産の促進に努めます。)	○地産地消推進事業	●農林産物直売・食材提供供給施設での地元食材供給システムによる農産物の町内及び近郊への流通販売を継続実施します。		
	○農産物生産振興対策事業	●米、野菜、雫石牛等の生産及び安定供給体制を確保するとともに市場関係者や仲卸業者等との信頼構築を促進します。		
	○地産地消推進事業	●産直協議会による生産・出荷管理、安定供給体制等についての研修会を開催し実需者ニーズに答えられる体制整備を促進します。		
(2) 地産地消流通システムの活用 (町内産の農産物等を、旬の時期に町内の宿泊施設などへ提供する流通システムにより、「ここでしか」「今しか」食べられないといった付加価値を高め、リピーターの増加に努めます。)	○地産地消推進事業	●農林産物直売・食材提供供給施設より町内宿泊施設等への供給を継続します。また、食材提供と郷土料理等との結びつきを強めるため、しずくいし料理研究会を中心とした取組みを促進します。		
	○農業政策調整推進事業	●学校農園等の取り組みを産業まつりで来場者に紹介します。		
(3) 教育との連携強化 (農業と教育の連携を図り、学校農園等による農業体	○農業政策調整推進事業	●学校農園等の取り組みを産業まつりで来場者に紹介します。		

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組			
		27年度	28年度	29年度	
<p>験を通じた幅広い学習機会による農業への理解を深め、地場産食材を活用した学校給食による地産地消を促進します。)</p> <p>(4) 農業体験の推進 (「グリーン・リミ」などの農業体験により雫石ファンを増やし、交流人口から顧客への転換を図り、新たな消費者の掘り起こしを行います。)</p> <p>(5) 販路の拡充 (雫石産の農産物の特徴を町内外に広く知らせ、積極的な売り込みにより新たな流通経路を開拓し販路を拡充します。)</p> <p>(6) 冬野菜の栽培拡充 (農産物の周年的な生産・出荷体制の構築に向けて、冬野菜の生産・加工技術の向上と商品化を図り、冬季間の出荷を増加させます。)</p>	○地産地消推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●学校給食担当者と産直連携組織との意見交換を行い学校給食への地元産の食材活用を促進します。 ●改定された食育基本計画に基づく食と教育との連携を促進します。 			
	○農産物生産振興対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ●杉並区内小学校との交流与給食用米として雫石産米を採用する等の取り組みが継続されるようJA部会と協議します。 			
	○農産物生産振興対策事業、畜産政策促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●JA各部会及び関係機関と連携しブランド化に向けた取り組みを継続して支援します。(再掲) ●雫石牛のブランド化を推進します。また、H29年度の宮城全共に向けた出品牛採択を視野にした生産者、関係機関一体となった取り組みを実施します。(再掲) 		<ul style="list-style-type: none"> ●雫石牛のブランド化推進を継続実施します。宮城全共に向けた取り組みを継続実施します。(再掲) 	
	○地産地消推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●イベントによる農畜産物や農産加工品の提供・PRにより町外への情報発信とアピールを実施します。 			
	○農産物生産振興対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ●冬野菜の品目を特定し具体的対策を検討し体制を構築します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●検討結果による取り組みを継続実施します。 		

2 みんなで目指す目標（成果指標）

指標名		計画策定時	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
町内産直施設数	目標値		13 施設	14 施設	14 施設	14 施設	15 施設
	実績値	13 施設	13 施設	14 施設	14 施設	14 施設	
地産地消流通システム活用店舗数	目標値		68 店舗	72 店舗	76 店舗	78 店舗	80 店舗
	実績値	64 店舗	42 店舗	51 店舗	48 店舗		
新規流通経路開拓店舗数	目標値		12 店舗	14 店舗	16 店舗	18 店舗	20 店舗
	実績値	10 店舗	4 店舗	5 店舗	5 店舗		

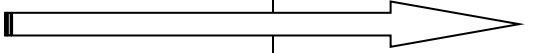
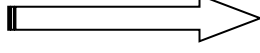
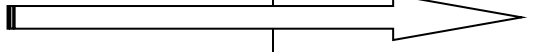
【指標の説明】

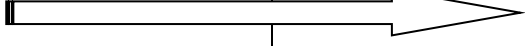
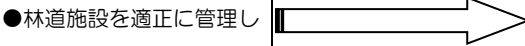
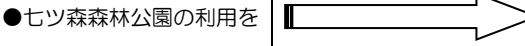
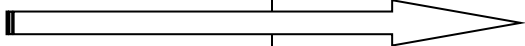
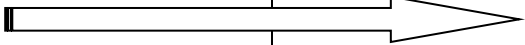
- 町内産直施設数：旬で新鮮な農作物を提供する産地直売施設による地産地消の増加を目指す指標。
- 地産地消流通システム活用店舗数：県内における独自の出荷状況を示す指標。
- 新規流通経路開拓店舗数：県外における独自の出荷状況を示す指標。

施策 4-1-4 「植える、育てる、利用する」森林の循環を促進します

【施策の目的】
 森林の持つ活力を最大限に発揮できる環境を整備し、「植える→育てる→利用する」という森林の循環を促進します。

1 施策の基本方向

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
(1) 森林循環の促進 (人工林においては、木を切って木材として使用することが、森林を守る最適な手段となります。適齢伐期を迎える森林を伐採し、伐採した分を植栽し造林する「植える→育てる→利用する」という森林の循環を促進します。)	○民有林整備促進事業	●助成制度による「育てる」「利用する」を継続実施するほか、伐採後の造林を促進する助成を開始し「植える」を促進します。	●総合計画後期基本計画に基づく事業を実施します。	
	○緑化推進事業	●緑の募金活用により地域への苗木を配布します。		
(2) 森林の適正管理指導 (森林経営者や所有者に対し適正な管理を指導し、森林の健全な育成に努めるとともに、森林育成作業をするための林業従事者の育成と確保を図ります。)	○緑化推進事業、民有林整備促進事業、町有林整備事業、財産区有林整備事業	●伐採後の造林を促進する助成を開始します。また、町政施行60周年に合わせ七ツ森森林公園への植樹等を含めた事業を実施します。	●総合計画後期基本計画に基づく事業を実施します	
		●町有林、財産区有林について森林経営に向けた体制の前年度検討結果に基づき事業を実施します。		
(3) 町・県産材の活用推進 (公共施設の木造化の推進や個人住宅への町・県産材の利用促進により木材の利活用を推進します。)	○町有林整備事業	●中学校の武道館建設に向けた町産材利用について学校教育課及び関係者と連携し町産木材を確保します。	●公共施設への木材利用として中学校武道館への町産材利用を支援していくほか、他公共施設への町産材利用についても各課等に周知します。	●引き続き公共施設への町産材利用についても各課等に周知します。
	○町産材利用促進事業	●町産材を利用した住宅建築に助成を行い、町産材利	●左記補助制度の周知を行い継続実施します。また、	●前年度の検討結果に基づき対策を実施します。

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組			
		27年度	28年度	29年度	
(4)木質バイオマスエネルギーの活用 (地球温暖化防止等の環境問題への対応、循環型社会の形成を推進するため、町内事業所やビニールハウス、温室等農家へのチップ、ペレットボイラーの導入推進を図り、木質バイオマスを活用した町内産材の資源循環システムの構築に向けた活動を支援します。)	○地球温暖化対策事業	用を促進します。また、制度の周知を行います。 ●薪ストーブなど木質バイオマスの導入・活用に向けた啓発、及び補助を行います。	補助制度を検証し対応を検討します。 		
		○林業用施設災害復旧事業、林道等維持管理事業	●H25 年豪雨災害で被災した林道の災害復旧工事を実施します。 ●森林保全に係る事業に併せた作業路整備を実施します。	●林道施設を適正に管理します。 	
		○町有林整備事業	●伐採後の造林を促進する助成を開始します。また、町政施行 60 周年に合わせ七ツ森森林公園への植樹等を含めた事業を実施します。(再掲)	●七ツ森森林公園の利用を促進し森林レクを促進します。 	
(6)森林レクリエーションと木育の促進 (森林の持つレクリエーション機能等を活用した森と親しむ場を提供し、あわせて森や緑と親しむ心を育て、木とふれあう木育の促進を図ります。)	○町有林整備事業	●伐採後の造林を促進する助成を開始します。また、町政施行 60 周年に合わせ七ツ森森林公園への植樹等を含めた事業を実施します。(再掲)	●七ツ森森林公園の利用を促進し森林レクを促進します。 		
	○緑化推進事業 ○農業政策調整事業	●緑の少年団活動を支援します。 ●産業まつりで林業関係展示を実施し木育を促進します。	●七ツ森森林公園の利用を促進し森林レクを促進します。 		

※ 木質バイオマス…バイオマスとは、生物資源の量を表す言葉であり、再生可能な生物由来の有機性資源(化石燃料は除く)。のこと。その中で、木材からなるバイオマスのことを木質バイオマスと呼ぶ。

2 みんなで目指す目標（成果指標）

指標名		計画策定時	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
間伐材搬出率	目標値		25.0%	30.0%	35.0%	38.0%	40.0%
	実績値	21.6%	31.0%	42.0%	63.0%		

【指標の説明】

■間伐材搬出率：搬出材積÷伐採材積。森林の適切な管理状況を示す指標を示す指標。

施策大綱4 産業力を高め合い活力みなぎるまち

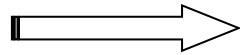
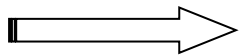
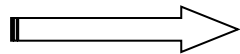
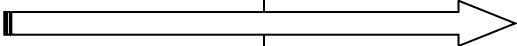
基本施策 4-2 地域資源を活かした魅力あふれる観光のまちづくりをします

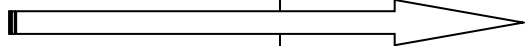
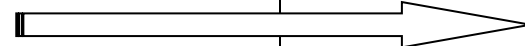
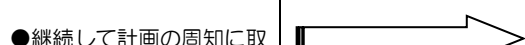
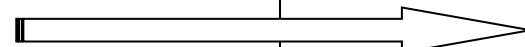
施策 4-2-1 魅力ある観光メニューを確立し多様なニーズに対応できる人材の育成と受入態勢を整備します

【施策の目的】

多様化する観光ニーズに対応し、新たな観光資源の発掘と拠点の整備による観光振興策を講じ、快適な観光を支える人材の育成と受入態勢を整備します。

1 施策の基本方向

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
(1)観光メニュー開発と新たな観光拠点づくりの推進 (消費者の動向やニーズを把握し、観光資源となる地元の素材を掘り起こし、新たな観光メニューの開発と観光拠点づくりを推進するとともに、新たな顧客の開拓やサービスの提供に努め、交流人口の増加を目指します。)	○観光交流推進事業	●秋田県観光 CP (キャンペーン) 推進協議会、いわて観光 CP 推進協議会と連携した誘客活動を支援します。	●継続して誘客活動を支援します。	
	○観光交流推進事業	●しずくしい観光協会が旅行商品取扱い事業者として運営可能な組織体制の構築を支援し、観光メニュー開発に繋がります。	●継続して観光メニュー開発及び誘客活動を支援します。	
	○観光交流推進事業、観光情報発信事業、グリーン・ツーリズム推進事業	●橋場街道の資源発掘及びPRに取り組むとともに、3街道のPRを継続します。 ●グリーン・ツーリズム以外に新たな観光メニューの開発と運営が継続的に進める体制構築を支援します。	●継続して3街道の資源発掘、PRに取り組みます。 ●継続して観光メニュー開発及び誘客活動を支援します。	 
	○グリーン・ツーリズム推進事業	●体験メニュー整備、受入農家の研修、受入農家拡大など受入態勢の整備強化への取組を支援します。 ●首都圏イベント、台湾での誘客活動参加によるPRなど継続して情報発信活動を支援します。 ●継続して学校訪問などによる教育旅行誘致活動を支援します。	●継続して受入態勢の整備強化活動を支援します。	  

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組			
		27年度	28年度	29年度	
<p>(3) 地産地消と食の連携による観光メニューの確立 (観光施設の地場産品の使用率を上げるとともに、雫石ならではの食を提供する「食」と「観光」が結び付いた観光メニューを確立します。)</p> <p>(4) 「もてなし」の地域づくり (住民一人ひとりが、訪れる人を温かく迎え入れる地域づくりを支援します。また、観光施設・宿泊施設及び交通機関等においては、観光のプロとしての「もてなしの心」や技術を学び、「もてなしの知恵」を分け合う取り組みを進めます。)</p> <p>(5) 観光担い手等育成支援 (持続可能な観光地とするため、観光関連組織態勢の強化充実と観光の担い手の育成を支援し、受入態勢の整備に努めます。)</p>	○グリーン・ツーリズム推進事業	<p>援します。</p> <p>●重々料理の旅行メニュー化の取り組みなど継続して食と観光が連携した観光メニュー確立の取り組みを支援します。</p>	   		
	○観光交流推進事業	<p>●観光協会会員のおもてなしの意識向上のため観光協会の実施する研修内容の充実を支援します。</p> <p>●観光計画を改定するとともに、観光施設以外へ積極的に周知し、町全体でのもてなし意識の醸成に取り組みます。</p>			<p>●継続して計画の周知に取り組み、観光施設以外の住民のもてなしの意識向上を図ります。</p>
	○観光交流推進事業	<p>●観光ガイド修了者の派遣体制構築と新規観光ガイド養成の取り組みを支援します。</p> <p>●^{※1}観光プラットフォーム構築を支援し、多種多様な主体の連携による観光資源発掘を支援します。</p>			<p>●継続して観光ガイド育成講座の継続開催と受講修了者の活用を図ります。</p>

※1 観光プラットフォーム…着地型旅行商品の販売を行うため、地域内の着地型旅行商品の提供者と市場（旅行会社、旅行者）をつなぐワンストップ窓口としての機能を担う事業者のこと。雫石町観光・交流活性化行動計画では、一般社団法人しずくいし観光協会を中心に、商工業、農業、芸術、文化、福祉、医療など多様な主体が参画するプラットフォームを形成し、観光・交流の更なる推進を図ることとしている。

2 みんなで目指す目標（成果指標）

指標名		計画策定時	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
観光客入込数	目標値		243.1万人	246.0万人	252.0万人	256.0万人	260万人
	実績値	243.1万人	207.3万人	222.3万人	223.0万人	205.0万人	
宿泊客数	目標値		48.1万人	48.5万人	49万人	49.5万人	50万人
	実績値	48.1万人	33.3万人	38.9万人	38.9万人	36.4万人	
グリップス・リズム受け入れ農家数	目標値		29軒	32軒	35軒	37軒	40軒
	実績値	27軒	29軒	27軒	31軒	33軒	
観光ガイド登録数	目標値		22人	24人	26人	28人	30人
	実績値	20人	20人	20人	21人	21人	
農産物提供店認定店舗数（再掲）	目標値		44店	48店	52店	56店	60店
	実績値	40店	46店	43店	36店		

【指標の説明】

- 観光客入込数：暦年（1～12月の集計値）。全般的な観光振興の状況を示す指標。
- 宿泊客数：暦年（1～12月の集計値）。個人消費額の大きい宿泊客の状況を示す指標。
- グリップス・リズム受け入れ農家数：教育旅行等の受入態勢状況を示す指標。
- 観光ガイド登録数：観光協会が養成したガイド数。観光客を迎え入れる人材育成状況を示す指標。
- 農産物提供店認定店舗数（再掲）：地産地消による「食＋観光」の促進を示す指標。

施策 4-2-2 「雫石」を効果的に情報発信し周辺自治体と連携した観光誘客に努めます

【施策の目的】

町の観光情報を効果的に提供し、周辺自治体との広域的連携による魅力を高めた誘客に努めます。

1 施策の基本方向

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
(1)観光情報提供の拡充 (多様な観光情報伝達媒体とインターネット情報を有機的に結び、町内観光地の魅力などを迅速かつ適切に提供するとともに、旅館等の観光関連施設における観光情報の提供を拡充します。また、観光大使等の活用による効果的な情報発信や広報活動を総合的に展開します。)	○観光情報発信事業	●ホームページやパンフレット等を活用した情報提供を積極的に行います。 ●町内イベントや町の取り組みなどを報道機関に積極的にPRします。 ●観光大使への情報提供を継続し、町外における情報発信を支援します。 ●つなぎ温泉との共同実施など広域化を図りながら継続して首都圏イベントを開催します。 ●観光ポータルサイトの情報更新を頻繁に行い、最新の観光情報を提供します。		
		●観光大使を活用し、観光大使の意見提言を反映します。		
(2)観光サインの統一 (景観に配慮した案内板や施設看板など、周辺景観に融合した統一デザイン導入による観光地ブランドの醸成を検討します。)	○観光政策促進事業	●町内の観光サインについて調査し、協議会での検討結果に基づき必要に応じて観光サイン整備を行います。	●民間施設の観光サインについてもデザインが統一的になるようガイドラインを検討します。	●ガイドラインに基づき必要に応じて観光サイン整備を行います。
		●観光プラットフォーム構		
(3)観光資源の連携強化 (観光資源それぞれのもつ「力」を引き出し結集することにより町の魅力をより高め、相互連携によって輝きが増幅された情報を発信	○観光交流推進事業	●プロジェクト推進会議による重点プロジェクトの進捗管理結果から、新たな観光分野の計画を策定します。	●新たな観光分野の計画により、観光資源の連携強化を図ります。	
		●観光プラットフォーム構		

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
<p>します。)</p> <p>(4) 県境を越えた広域連携の推進 (雫石を中心とした広域観光エリアの連携により、優れた自然環境や独自の伝統文化など相互の魅力を最大限に引き出した観光戦略を推進し、魅力的な「観光交流空間」づくりを進めます。)</p>	<p>○グリーン・ツーリズム推進事業</p> <p>○観光交流推進事業</p> <p>○観光政策促進事業、観光交流推進事業</p>	<p>築を支援し、多種多様な主体の連携による観光資源発掘を支援します。(再掲)</p>		
		<p>●グリーン・ツーリズム及びエコツーリズム等メニュー開発を支援します。</p>		
		<p>●つなぎ温泉との共同実施など広域化を図りながら継続して首都圏イベントを開催します。(再掲)</p>		
		<p>盛岡・八幡平広域観光関係協議会の取り組みに参加し、商品開発やPR実施に取り組みます。</p>		
		<p>●振興局主催の仙北・雫石地域誘客促進事業実行委員会へ参加し、地域資源連携による情報発信等を実施します。</p>		
		<p>●秋田岩手広域観光推進協議会に参加し、共同パンフレットによる情報発信など仙北市、北秋田市との連携事業に取り組みます。</p> <p>●継続して秋田県観光CP推進協議会に参加し、秋田岩手広域観光推進協議会と連携して誘客活動を実施します。</p>		

2 みんなで目指す目標（成果指標）

指標名		計画策定時	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
観光協会ホームページアクセス数	目標値		310,000件	320,000件	330,000件	340,000件	350,000件
	実績値	299,410件	654,000件	946,902件	1,005,287件	852,000件	
観光大使委嘱人数	目標値	—	1人	2人	3人	4人	5人
	実績値	—	0人	16人	16人	21人	

【指標の説明】

- 観光協会ホームページアクセス数：観光協会ホームページのページビュー数。観光情報の利用状況を客観的に示す指標。
- 観光大使委嘱人数：委嘱実数。観光情報をより有機的・効果的に発信するための指標。

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組			
		27年度	28年度	29年度	
(3)大都市圏からの誘客増加 (乗継なしで到着できる秋田新幹線のメリットを強調し、大都市圏を中心とした観光客の誘客を図ります。また、停車本数が少ないことから、引き続きJRに対し増加要望します。)	○観光情報発信事業	●外国人旅行者の宿泊助成を継続し事業者のプロモーション活動を支援します。			
	○観光交流推進事業、観光政策促進事業、物産振興事業	●つなぎ温泉との共同実施など広域化を図りながら継続して首都圏イベントを開催します。(再掲) ●盛岡・八幡平広域観光推進協議会の首都圏観光PRイベントに参加します。 ●しずくいしの物産と観光展への観光協会の活動を支援します。			
	○観光政策促進事業、観光交流推進事業、観光情報発信事業	●盛岡・八幡平広域観光推進協議会のレンタサイクル実証実験結果により、レンタサイクルのテスト運用を実施します。 ●民間事業者からの経費負担も検討しながら、観光デマンドタクシーの制度構築を行います。	●レンタサイクルの運用方法及びコース設定を拡充します。 ●観光デマンドタクシー運営を支援しながら、利用しやすい二次交通制度を検討します。		●継続して観光デマンドタクシー運営を支援しながら、利用しやすい二次交通制度を検討します。
	○観光政策促進事業、観光交流推進事業、観光情報発信事業	●盛岡・八幡平広域観光推進協議会のレンタサイクル実証実験結果により、レンタサイクルのテスト運用を実施します。 ●民間事業者からの経費負担も検討しながら、観光デマンドタクシーの制度構築を行います。	●観光デマンドタクシー運営を支援しながら、利用しやすい二次交通制度を検討します。		●継続して観光デマンドタクシー運営を支援しながら、利用しやすい二次交通制度を検討します。
(4)二次交通アクセスの整備 (雫石駅からの二次交通アクセスを整備・充実し、雫石駅を拠点とした観光客の増加を図ります。また、レンタカーやレンタサイクル、観光デマンドシステムの整備について検討します。)	○観光政策促進事業、観光交流推進事業、観光情報発信事業	●盛岡・八幡平広域観光推進協議会のレンタサイクル実証実験結果により、レンタサイクルのテスト運用を実施します。 ●民間事業者からの経費負担も検討しながら、観光デマンドタクシーの制度構築を行います。	●観光デマンドタクシー運営を支援しながら、利用しやすい二次交通制度を検討します。	●継続して観光デマンドタクシー運営を支援しながら、利用しやすい二次交通制度を検討します。	

※1 プロモーション：知ってもらうための広告活動や、購買を促進するための販売促進活動。

※2 エージェント：代理人。代理商。観光においては一般に旅行業者を指す。

2 みんなで目指す目標 (成果指標)

指標名		計画策定時	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
観光協会取扱い旅行者数	目標値	—	1,000人	2,000人	3,000人	4,000人	5,000人
	実績値	—	3,751人	2,060人	7,339人	2,500人	
県外からの観光客入込数	目標値		968,000人回	976,000人回	984,000人回	992,000人回	1,000,000人回
	実績値	959,950人回	759,434人回	869,165人回	824,982人回	736,846人回	

【指標の説明】

■観光協会取扱い旅行者数：しずくいし観光協会が取り扱う旅行者数。

■県外からの観光客入込数：暦年（1月～12月集計値。）県外に対する誘客活動の成果を示す指標。

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
(4) 広域連携の推進 (県域を越える観光エリアの連携により、秋田空港等を利用する外国人観光客が本町に周遊できるよう、観光エリア圏としての誘客を強化します。)	○観光政策促進事業 ○観光情報発信事業	(再掲) ●公共施設での公衆無線LANを拡大するとともに、民間施設の公衆無線LAN設備導入を支援します。		
		●秋田空港利用促進協議会の秋田空港の利用者増加への取組に参加します。 ●秋田岩手広域観光推進協議会に参加し、仙北市、北秋田市との連携事業に取り組みます。 ●盛岡八幡平地域の国際的なプロモーション活動に参加し、広域観光エリアでのPRを実施します。		
(5) 花巻空港利便性向上への要望 (台湾、中国、韓国を中心とした国際チャーター便の運航拡大、定期便就航に向け、外国人観光客に対する花巻空港の利便性向上を岩手県に要望します。)	○観光政策促進事業 ○観光情報発信事業	●花巻空港利用促進協議会のチャーター便運航拡大の取組に参加し、定期便就航を目指します。		
		●県の要請行動に積極的に対応し、花巻空港の利便性向上に取り組みます。 ●県の花巻-台湾間の交流促進への取組に参加し、相互交流の拡大を図ります。		

※ ファムツアー：観光地などの誘客促進のため、旅行事業者等を対象とした現地視察旅行。

2 みんなで目指す目標 (成果指標)

指標名		計画策定時	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
外国人観光客数	目標値		26,927人	30,200人	33,400人	36,700人	40,000人
	実績値	26,927人	8,113人	7,652人	10,649人	13,856人	

【指標の説明】

■外国人観光客数：暦年（1月～12月集計値）。外国人誘客活動の成果を示す指標。

施策大綱4 産業力を高め合い活力みなぎるまち

基本施策 4-3 特性を活かした地域産業と魅力的な商業のまちづくりをします

施策 4-3-1 地域産業の育成による雇用促進と魅力ある特産品の開発・販売促進に取り組みます

【施策の目的】

恵まれた自然環境を活かした本町ならではの産業の育成と雇用の促進に努めるとともに、地元からの内発的産業起こしを支援し、魅力ある特産品の開発や販売経路の拡大と効率化、迅速化を促進します。

1 施策の基本方向

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
(1) 産業と人材の育成による雇用促進 (地域の資源と民間の活力を活かし、観光や農林業など多様な業種と連携した内発型産業を育成するとともに、就業に必要な技術取得支援など人材の育成による雇用促進に努めます。)	○雇用対策事業	●緊急雇用創出基金事業の制度運用変更に対応するとともに新規高卒者雇用奨励金の交付により雇用を確保します。		
		●新入社員セミナー等により人材育成を進めます。		
(2) 町の特性を活かした企業誘致活動の継続 (盛岡広域8市町村で構成される「盛岡広域地域産業活性化協議会」と連携し情報収集を行うと共に、関係団体と協力して従来型の工場誘致ではなく、水が良いことなど本町の自然環境の特性を活かした形の企業誘致活動を継続します。)	○企業誘致推進事業	●盛岡広域地域活性化協議会との連携による在京盛岡広域産業人会、誘致セミナー等を実施します。		
(3) 地場産業の市場開拓支援 (食産業や工芸品など地域の特色ある産業を育成するため、地域資源を活かした商品等の魅力とその情報を広く発信し、宅配システムやネット販売などの	○物産振興事業	●特産品販売促進費補助及び首都圏等での物産展開催による県外の販路拡大支援を行います。		
		●物産振興指導員による市場開拓支援を行います。		

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
販路開拓や商談会などにおける商品の売り込み活動などの市場開拓を支援します。)				
(4) 地域ブランドづくりの推進 (農林業と商工業、情報産業、観光関連産業との連携を進め、地域資源の活用による地元企業及び大学や研究機関と連携した新商品開発を積極的に行い、地産地消や地域ブランドづくりを推進します。)	○物産振興事業	<ul style="list-style-type: none"> ●特産品販売促進費補助による新商品開発支援を行います。 ●物産振興指導員による新商品開発支援を行います。 		
(5) 中小企業の経営支援 (安定した経営による雇用確保や新たな雇用創出につながるよう、町内中小企業の経営を支援します。)	○中小企業経営安定支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●保証料や利子の補給など資金繰り支援等、中小企業の経営を支援します。 ●災害による中小企業の事業再開及び経営安定のための資金繰りを支援します。 		

2 みんなで目指す目標 (成果指標)

指標名		計画策定時	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
誘致企業数	目標値		7事業所	7事業所	7事業所	7事業所	8事業所
	実績値	7事業所	7事業所	7事業所	7事業所	7事業所	
新規高卒者の就職率	目標値		100%	100%	100%	100%	100%
	実績値	97.9%	97.6%	100%	100%	100%	
県アンテナショップ® 商品取扱い件数	目標値		4件	5件	5件	6件	6件
	実績値	4件	4件	5件	5件	5件	

【指標の説明】

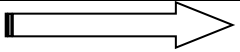
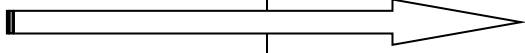

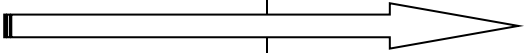
- 誘致企業数：県及び町の誘致企業数。雇用状況を示す指標。
- 新規高卒者の就職率：盛岡管内高校の町出身新規高卒者の就職率。就職内定者数÷就職希望者数。雇用状況を示す指標。
- 県アンテナショップ® 商品取扱い件数：岩手県アンテナショップ（いわて銀河プラザ）における町内事業所の商品取扱件数。特産品の販売促進状況を示す指標。

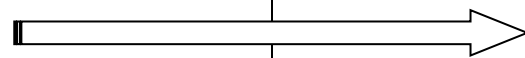
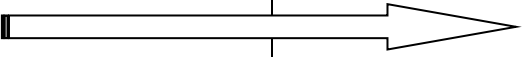
施策 4-3-2 賑わいと魅力ある商店街づくりに取り組みます

【施策の目的】

中心商店街に特色ある商店を増やし誘客を促進するとともに、観光客との交流により活力ある商業活動が行われるよう魅力ある賑わいと潤いに満ちた商店街の形成に取り組みます。

1 施策の基本方向

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
<p>(1) 中心市街地活性化事業の推進 (TMO構想や中心市街地活性化基本計画に盛り込まれた事業により中心市街地に観光客を誘導し、観光地と中心市街地が結びついた戦略を展開します。)</p>	○中心市街地活性化推進事業	● 零石商工会や地元店主、地元住民が一緒になって活性化に向けた組織体制をつくり、検討結果に基づく事業を実施するよう支援します。	● 零石商工会や地元店主、地元住民が一緒になって活性化に向けた取り組みを行い、検討結果に基づく事業を実施するよう支援します。	
<p>(2) 商店街人材育成 (魅力ある商店街として活性化していくための専門的能力を発揮できる人材の確保とリーダーシップを発揮できる人材を育成するとともに、商店間の連携の強化や組織化に向けた取り組みなど、住民に親しまれる地域に根ざした商店街づくりの取り組みを誘導します。)</p>	○中心市街地活性化推進事業	● イベントなどの各種事業を通じたノウハウの蓄積や人づくりなど、共同事業の実施による各個店間の連携強化を図ります。		
		● TMO 推進委員会、軽トラ市実行委員会などの活動を通じて人材育成を行います。		
<p>(3) 各種イベントとの連携強化 (県内外に広く認知されたきた「軽トラ市」や商店街で開催される各種イベントの質を高めるとともに、集客を効果的に商店へ誘導できるよう各商店の魅力を発信し、商店街の活性</p>	○中心市街地活性化推進事業	● 各種イベントに関する開催を支援します。		

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
<p>化に取り組みます。)</p> <p>(4)「まちづくり拠点施設」の有効活用 (中心商店街の核施設として整備された「雫石町まちおこしセンター」と観光と物産を一体で推進する「雫石町観光物産センター」を有機的に結び、高齢者や子どもなど地域住民が気軽に利用できる環境や、ぬくもりと賑わいあふれる施設の有効活用について、周辺住民や商店主とともに取り組みます。)</p>	<p>○まちおこしセンター管理運営事業</p>	<p>●指定管理者制度によるまちおこしセンターの円滑で効率的な管理運営の支援と助言を行います。</p>		
<p>(5) 空き店舗対策の支援(空き店舗を活用して新たに創業しようとする商店主や既存商店等の後継者による、個性的で魅力のある店舗づくりなどを支援し、商店街の活性化に取り組みます。)</p>	<p>○中心市街地活性化推進事業</p>	<p>●新規出店希望者や、既存商店の後継者への支援策の検討や空き店舗出店者への支援を行います。</p>		

2 みんなで目指す目標（成果指標）

指標名		計画策定時	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
地元購買率（品目総合）	目標値		60.0%	61.0%	61.0%	62.0%	63.0%
	実績値	58.4%	58.4%	58.4%	58.4%	58.4%	
年間商品販売額	目標値		158億円	158億円	159億円	159億円	160億円
	実績値	157.5億円	157.5億円	157.5億円	157.5億円	157.5億円	
中心商店街の営業店舗数	目標値		47店舗	48店舗	48店舗	49店舗	50店舗
	実績値	47店舗	51店舗	48店舗	49店舗	49店舗	

【指標の説明】

- 地元購買率（品目総合）：岩手県広域消費動向調査における調査品目から、外食、喫茶を除いた12品目の結果に対して、家計調査年報の一世帯当たりの年間支出額を加重平均した数値。商業活動の活性化の状況を示す指標。
- 年間商品販売額：商業統計調査数値における小売業と卸売業の合計額。商業活動の活性化の状況を示す指標。
- 中心商店街の営業店舗数：中町交差点から上町交差点までの店舗数。中心市街地における商業活動状況を示す指標。

施策大綱 5

安全に安心して暮らせるまち

基本施策 5-1 犯罪や事故がなく災害に強いまちづくりをします

施策 5-1-1 防犯活動を推進し犯罪のない安全なまちをつくります

【施策の目的】

防犯意識の高揚と地域防犯体制の強化により、犯罪の発生、被害を減らします。

1 施策の基本方向

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
(1) 防犯意識の啓発 (防犯協会、警察など関係機関と連携した啓発活動により、住民一人ひとりの防犯意識を高め、犯罪の抑止に努めます。)	○防犯政策促進事業	●防犯運動の推進により防犯意識の啓発を図り、犯罪抑止に努めます。		
(2) 防犯体制の強化 (児童生徒が登下校時に事故・犯罪などに巻き込まれることなく、安心して通学できるよう、家庭・地域・学校・関係機関と連携し、情報交換やパトロール強化などにより安全確保に努めます。)	○防犯政策促進事業	●防犯団体による青色回転灯パトロールや、関係機関との連携により防犯体制を強化します。		

2 みんなで目指す目標 (成果指標)

指標名		計画策定時	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
犯罪認知件数 (刑)	目標値		犯罪を低減する	犯罪を低減する	犯罪を低減する	犯罪を低減する	犯罪を低減する
法犯罪発生件数)	実績値	75件	45件	44件	52件	38件	

【指標の説明】

■犯罪認知件数 (刑法犯罪発生件数) : 防犯意識の高揚による犯罪の抑止状況を示す指標。

2 みんなで目指す目標（成果指標）

指標名		計画策定時	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
交通事故発生件数	目標値		交通事故を低減する	交通事故を低減する	交通事故を低減する	交通事故を低減する	交通事故を低減する
	実績値	44件	37件	47件	31件	33件	
飲酒運転検挙者数	目標値		0人	0人	0人	0人	0人
	実績値	2人	5人	0人	4人	1人	
交通事故死者数	目標値		0人	0人	0人	0人	0人
	実績値	0人	1人	3人	0人	0人	

【指標の説明】

- 交通事故発生件数：発生実数。交通安全意識の高揚による抑止状況を示す指標。
- 飲酒運転検挙者数：検挙者実数。交通安全意識の高揚による抑止状況を示す指標。
- 交通事故死者数：死亡者実数。交通安全意識の高揚による抑止状況を示す指標。

施策 5-1-3 自然災害に強いまちをつくります

【施策の目的】

水害、土砂災害等の発生を抑制するとともに、自然災害が発生した場合の被害を最小限に止め、災害に強い安全なまちをつくります。

1 施策の基本方向

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
(1) 治水砂防事業の早期実施 (国・県の直轄区域における治水砂防事業の早期実施を要望し、治山・治水機能の向上を目指します。)	○土木政策促進事業	●土砂災害を未然に防ぐため、国に対し直轄砂防施設の早期完成を要望します。	▶	
(2) 危険箇所の周知 (町内の河川が氾濫する可能性のある場所について、土砂災害危険箇所と併せて住民への周知に努めます。)	○地域防災体制確保事業	●住民に配布している防災マップの活用を促進し危険箇所の周知に努めます。	▶	
(3) 森林管理の促進 (森林が持つ保水機能などが十分発揮できるよう、適正な森林管理を促進します。)	○町有林整備事業	●山林の育成により水源涵養機能の向上や土砂流出防止を図ります。	▶	
		●保安林間伐時には森林保全巡視員による巡視を実施します。	▶	
(4) 防災協定の締結 (他市町村や企業などとの災害発生時における防災協定の締結について検討します。)	○地域防災体制確保事業	●災害被害に対応するため防災協定の締結と検討を進めます。	▶	
(5) 地域防災計画の推進 (防災マップの活用を進めるとともに、「地域防災	○地域防災体制確保事業	●町地域防災計画の実効性を高めるため、見直しとマニュアル整備を進めます。	▶	

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
計画」に基づく避難計画の推進、避難所の運営マニュアル、災害時要援護者に対する支援プランについて関係部署との連携を更に進めます。)				

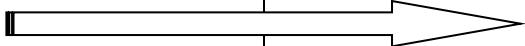
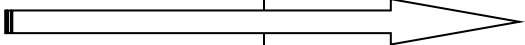
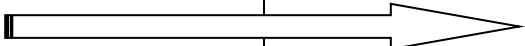
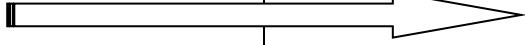
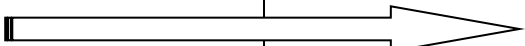
※ 防災マップ：自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生日点、被害の拡大範囲、被害程度、避難経路、避難場所などの情報が地図上に図示されている。

2 みんなで目指す目標（成果指標）

指標名		計画策定時	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
火災・災害による死傷者数	目標値		0人	0人	0人	0人	0人
	実績値	1人	0人	2人	1人	1人	
防災訓練参加者数	目標値		3,000人	3,000人	3,000人	3,000人	3,000人
	実績値	2,268人	2,661人	2,470人	1,900人	2,850人	

【指標の説明】

- 火災・災害による死傷者数：住民意識の高揚と災害に強い安全なまちづくりの成果を示す指標。
- 防災訓練参加者数：町総合防災訓練及び各自主防災会防災訓練の参加者数。災害時の応急対策への備えの状況を示す指標。

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組					
		27年度	28年度	29年度			
<p>できるようにするため、防災訓練を積極的に実施するなど、住民の対応方法などについて周知し、危機管理意識の普及啓発に努めます。)</p> <p>(5) 防災情報伝達体制の充実 (防災行政無線の難聴地域に対しては、正確な情報を伝える手段として、自主防災組織の情報伝達班への戸別受信機の配布のほか、^{※1}エリアメールによる情報伝達やホームページの活用など、確実な情報伝達体制の充実を進めます。)</p> <p>(6) 災害の応急、復旧体制の確立 (医療機関や企業等との連携、さらには広域的な連携を強化して、災害時の救援救護活動、復旧活動などを円滑に行うことができるよう、災害の応急・復旧体制の確立に努めます。)</p>	<p>○地域防災体制確保事業</p> <p>○防災行政無線維持管理事業</p> <p>○地域防災体制確保事業</p>	<p>ります。</p> <p>●通信事業者のサービスや、^{※2}いわてモバイルメールサービスを活用した防災行政無線放送内容の携帯端末への配信を行います。</p> <p>●町のホームページやツイッターによる災害情報等の提供を行います。</p> <p>●防災行政無線による情報伝達を高めるため防災ラジオの有償配布を行います。</p> <p>●防災行政無線の保守点検と維持修繕により情報伝達体制を確保します。</p> <p>●防災協定を促進するとともに、協定先との連携により災害の応急、復旧対策を図ります。</p>					

※1 エリアメール：地方公共団体が発信する災害・避難情報などを受信することができる携帯電話向けサービス。

※2 いわてモバイルメール：防災・災害情報や観光情報等の行政情報を電子メールで配信するサービス。

2 みんなで目指す目標（成果指標）

指標名		計画策定時	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
火災発生件数	目標値		0件	0件	0件	0件	0件
	実績値	5件	2件	13件	11件	5件	
自主防災組織の数	目標値		74組織	74組織	74組織	74組織	74組織
	実績値	50組織	63組織	64組織	64組織	64組織	

【指標の説明】

- 火災発生件数：火災予防意識の高揚による抑止状況を示す指標。
- 自主防災組織の数：地域における防災体制の充実度を示す指標。

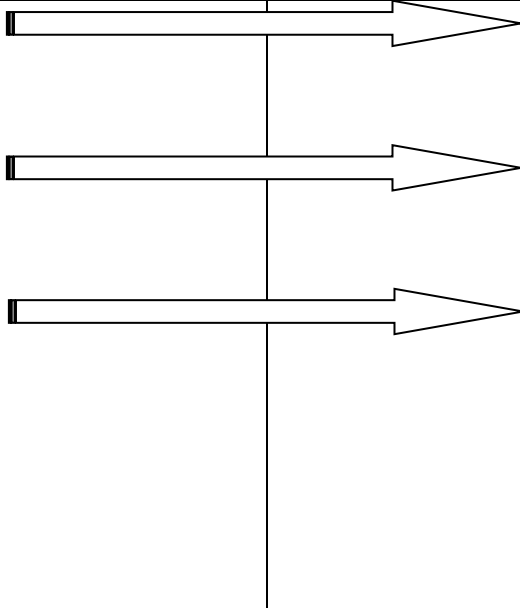
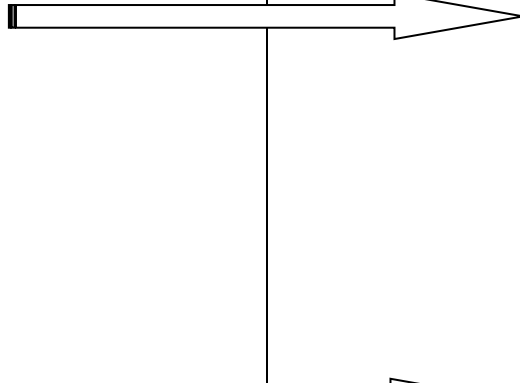
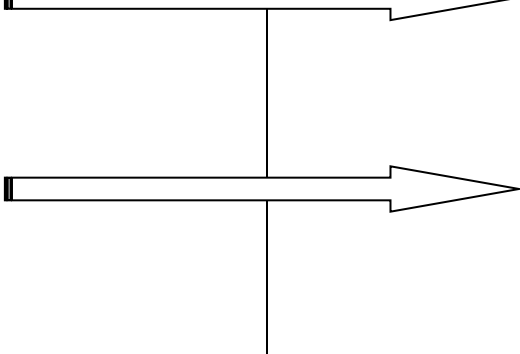
基本施策 5-2 快適で便利な住環境が整うまちづくりをします

施策 5-2-1 快適で便利な道路環境を整えます

【施策の目的】

広大な町土の地域間・集落間を有機的に連結する循環道路網の整備を推進するとともに、住民生活に密着した生活関連道路の安全の確保を図り、道路景観に配慮した潤いのある快適な道路空間を形成します。

1 施策の基本方向

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
(1) 道路整備と適切な管理 (道路整備にあたっては、優先度の高い事業箇所を選定し効率的かつ実効性のある整備、改良、維持補修を進めます。さらに、安全な道路サービスを提供できるよう定期的な点検や橋梁診断などを行いライフサイクルコストの縮減に努めます。)	○町道維持管理事業	●交通量や優先度、緊急性等から、改良箇所を選定し道路整備を進めます。		
	○町道新設改良事業	●随時道路パトロールを実施し、損傷箇所を早期に把握し、補修を行います。		
	○橋梁維持管理事業	●橋梁長寿命化計画に基づき、効率的な維持管理を行います。		
	○道路橋梁災害復旧事業	●H25 年豪雨災害に伴う道路等の災害復旧工事を実施します。		
(2) 道路愛護活動の支援 (道路愛護団体の活動を支援し、集落周辺の道路を中心に、本町らしい潤いのある道路景観の創出のため、道路の清掃、草刈、花の植栽を進めます。)	○道路愛護会事業	●道路愛護団体に対し奨励金を交付し、道路の清掃、草刈、花の植栽を進めます。		
	○除雪事業	●コストの縮減を図り、パトロール並びに連絡体制を強化し、住民からの要望や苦情に的確に対応します。 ●小型除雪機の貸出や、ボランティア除雪登録制度により、官民協働できめ細かな除雪体制を確立します。		
(3) 除排雪体制の整備推進 (冬期間の交通安全の確保のため、各地域の降雪・積雪状況に適切に対応した除排雪体制を整えるとともに、住宅密集地での除雪や除雪された雪の撤去等については、住民参加による地域				

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
ぐるみでの除雪体制を推進します。)				

※ ライフサイクルコスト：初期の建設に必要とされる費用だけでなく、その後の維持管理（点検・補修・補強）など、将来的に必要な費用まで考慮して算出されるトータルコスト。

2 みんなで目指す目標（成果指標）

指標名		計画策定時	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
道路改良率	目標値		64.3%	64.4%	64.5%	64.6%	64.7%
	実績値	63.7%	64.1%	64.3%	64.3%		
道路舗装率	目標値		50.6%	50.7%	50.8%	50.9%	51.0%
	実績値	50.5%	51.2%	51.4%	51.4%		

【指標の説明】

■道路改良率：道路実延長に対する道路改良（幅員 5.5m以上）済み延長の割合。歩行者の安全と円滑な交通確保を図るための指標。

■道路舗装率：道路実延長に対する舗装実延長（人や車両が通行する道路をセメント、アスファルト系及び簡易舗装した道路の延長）の割合。歩行者の安全と円滑な交通確保を図るための指標。

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
水を供給するため、良質な水資源を確保しその保護に努めます。)				

2 みんなで目指す目標（成果指標）

指標名		計画策定時	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
水道普及率	目標値		81.4%	81.5%	81.7%	81.8%	82.0%
	実績値	81.2%	80.7%	81.7%	82.4%		

【指標の説明】

■水道普及率：給水区域内人口に対する給水人口の割合。安心で良質な水道水の安定的な提供状況を示す指標。

施策 5-2-3 下水道などの普及を進め快適な生活を確保します

【施策の目的】

快適な生活環境をつくり、生活排水で河川等の公共用水域が汚れないようにします。

1 施策の基本方向

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
(1) 汚水処理施設整備による水質の保全 (町の汚水処理整備計画に基づき、公共下水道・浄化槽の効率的な整備を行い、公共用水域の水質汚濁防止に努めます。)	○公共下水道整備事業、浄化槽普及促進事業	●公共下水道の整備・普及と合わせ、浄化槽についても浄化槽設置補助により普及を図り、公共用水域の水質汚濁防止に努めます。		
(2) 水洗化の促進 (未水洗化世帯への下水道などの役割や水洗化による便益、水洗化助成制度の広報活動を行い、水洗化を図ります。)	○下水道普及促進事業、農集排施設普及促進事業	●水洗化の必要性などホームページや広報での啓発に努めます。		
(3) 汚水処理施設の適切な維持管理 (農業集落排水施設からの発生汚泥の適正処理や浄化槽の設置・管理費の支援などにより、汚水処理施設の適正な維持管理をします。)	○浄化槽普及促進事業、農集排施設維持管理事業	●農集排施設の発生汚泥を適正に処理するとともに浄化槽については設置、維持管理に対し補助制度により支援します。		
(4) 流域下水道整備の促進 (県及び関係市町村と連携を図りながら、北上川上流流域下水道事業・鶯宿幹線の整備を促進します。)	○流域下水道整備事業	●県と連携し流域下水道整備の促進に努めます。		

※ 浄化槽：台所や風呂の生活雑排水をし尿とあわせて処理できる装置。

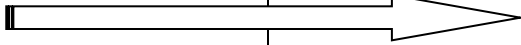
2 みんなで目指す目標（成果指標）

指標名		計画策定時	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
下水道等普及率	目標値		75.1%	76.1%	77.6%	78.7%	80.5%
	実績値	72.6%	75.6%	76.8%	78.3%		
下水道等接続率	目標値		78.5%	79.3%	80.0%	80.8%	81.5%
	実績値	77.8%	82.9%	79.4%	84.3%		

【指標の説明】

■下水道等普及率：総人口に対する下水道等（公共下水道、農業集落排水、浄化槽）が整備された地域の人口割合。住民の衛生的で快適な暮らしの確保と河川などの公共用水域の水質保全を図るための指標。

■下水道等接続率：下水道等への接続率（下水道等整備地域人口のうち接続している人口の割合）。住民の衛生的で快適な暮らしの確保と河川などの公共用水域の水質保全を図るための指標。

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
(4)安全で快適な交通体系の整備(誰もが安全で快適に利用できる移動網の整備や、道づくりを推進します。)	○ユニバーサルデザイン推進事業	●誰もが快適に移動できるよう交通手段のユニバーサルデザインを行います。		

※ ユニバーサルデザイン…文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害、能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)。

2 みんなで目指す目標(成果指標)

指標名		計画策定時	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
ユニバーサルデザイン講座参加人数	目標値		195人	200人	200人	200人	200人
	実績値	191人	998人	928人	624人	517人	
ユニバーサルデザイン認知度	目標値		30.0%	35.0%	40.0%	45.0%	50.0%
	実績値	23.5%	—	22.4%	—		

【指標の説明】

■ユニバーサルデザイン講座参加人数：ユニバーサルデザインの活動状況を示す指標。

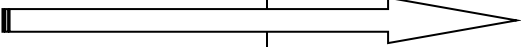
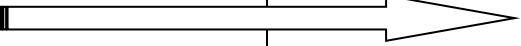
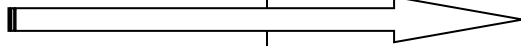
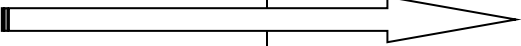
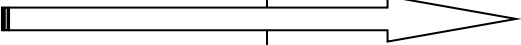
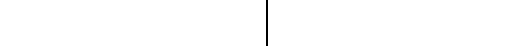
■ユニバーサルデザイン認知度：住民意識調査によるユニバーサルデザインの浸透状況を示す指標。

施策 5-2-5 快適で安らぎのある居住環境の保全、整備を推し進めます

【施策の目的】

公営住宅等の計画的な更新を推進するとともに、地域に密着した公園・緑地等を適切に管理し、住民や町を訪れる人々も安らげる住環境の整備と、住民が知りたい、知る必要がある情報を随時得ることができる環境づくりを推進します。

1 施策の基本方向

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
<p>(1)安心できる住宅づくり支援 (木造住宅の耐震診断や、町内業者によるリフォーム等、安心できる住宅づくりに対する支援や情報提供を行います。)</p> <p>(2)町営住宅等の適切な管理 (町営住宅等の管理にあたっては、適切な維持管理に努めながら、修繕などで対応できない住宅においては計画的に建替えを検討します。また、入居していない住宅においては、積極的にPRし入居を促進します。)</p> <p>(3)公園施設の適正な管理 (公園施設の適正な維持管理に努めます。)</p>	<p>○木造住宅耐震化支援事業</p> <p>○町営住宅管理運営事業</p> <p>○公園維持管理事業</p>	<p>●広報掲載や事業説明会・住まいの町民セミナーにおいて、事業周知を行います。</p> <p>●居宅の耐震診断及び耐震改修に補助を行います。</p>		
		<p>●町営住宅長寿命化計画に基づき、施設の効率的な維持管理を行います。</p> <p>●定期募集を行うとともに適正で公平な住宅使用の確保を図ります。</p> <p>●新高前田住宅の建替事業を計画的に進めます。</p>		
		<p>●公園遊具点検を実施し、必要な箇所については補修を行います。</p> <p>●公園内の清掃業務等を行い、施設の適正な管理に努めます。</p> <p>●公園内行為に係る許可申請事務を行いながら適正な管理に努めます。</p>		

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
(4) 住宅情報の提供による定住支援 (定住人口の増加を図るため、平成21年度に取得した定住促進住宅の入居PRや、良質な住宅・宅地及び町内に点在する空き家の情報を提供して定住支援に努めます。) (5) ICT利用の推進 (より多くの住民がインターネット等ICTを活用できるよう、学校教育、生涯学習などを通じてICT能力向上を支援するとともに、携帯電話の普及に対応した情報提供や災害情報の発信などICTを活用した公共サービスの充実に取り組みます。) (6) 高速情報通信網の活用促進 (町内全域で光ファイバーによる高速情報通信網を利用できる環境になったことから、いつでも、どこでも、誰でも快適で便利な情報サービスが利用できるよう、住民の利活用を促進します。)	○定住交流促進事業	● ^{※1} 空き家バンク制度への登録促進等の周知を行います。また、空き家改修支援、空き家相談窓口の設置を検討します。		
	○定住促進住宅管理運営事業	●定住促進住宅の入居について広くPRを行い、定住促進に努めます。		
	○ホームページ管理運営事業	●町ホームページを充実するとともにモバイル版の情報充実化とツイッター活用による情報発信の継続実施を行います。また、住民がICTを利活用できるよう周知啓発活動も行います。		
	○高速情報通信基盤整備促進事業、ホームページ管理運営事業	●リニューアル後のホームページ掲載情報の充実と情報更新を行いながら、高速通信網の利活用に向けた周知啓発活動も行います。		

※1 空き家バンク制度…空き家の賃貸・売却を希望する人から申込みを受けた情報を、空き家の利用を希望する人に紹介する制度。

※2 ICT…IT(情報技術:Information Technology)にCommunication(コミュニケーション)を加えた表現。情報通信におけるコミュニケーションの重要性が増すことから、ITに代わりICTが用いられるようになった。

※3 光ファイバー…データを光信号に変換して伝送する通信用ケーブルの一種。データ伝送速度の速さ、一度に伝送できるデータ量の大きさ、ともに非常に優れていることを最大の特徴とする。

2 みんなで目指す目標（成果指標）

指標名		計画策定時	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
町営住宅入居率	目標値		100%	100%	100%	100%	100%
	実績値	96.3%	92.5%	90.45%	92.12%		
公園に対する苦情件数	目標値		0件	0件	0件	0件	0件
	実績値	0件	0件	0件	1件		
インターネットを利用（接続）している人の割合	目標値		36.0%	37.0%	38.0%	39.0%	40.0%
	実績値	29.2%	32.9%	38.7%	41.3%	45.2%	

【指標の説明】

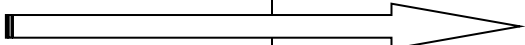
- 町営住宅入居率：全町営住宅の入居率。住宅困窮者に対する安定した生活空間の提供状況を示す指標。
- 公園に対する苦情件数：潤いのある生活環境を提供する公園の管理状況を示す指標。
- インターネットを利用（接続）している人の割合：住民意識調査。高速情報通信網の利用状況を示す指標。

施策 5-2-6 利便性の高い交通体系を整備します

【施策の目的】

住民の生活交通を確保し、住民にとって利便性の高い公共交通システムを構築します。

1 施策の基本方向

基本方向 (具体的項目)	基本方向に対応する主な事務事業名	施策実現のための具体的取組		
		27年度	28年度	29年度
(1) 地域資源を活用した生活交通事業の展開 (患者等輸送バス運行事業の見直しを含め、要員や民間車両など地域資源の活用を視野に入れた事業を展開します。)	○生活交通対策事業	●あねっこバス既設路線及び停留所の見直しを行い、安定運行を図ります。また、患者等輸送バス運行区域における運行格差解消と利便性向上を視野に入れた生活交通システムの構築に取り組みます。	●あねっこバス既設路線及び停留所の見直しを行うとともに、新設路線における安定運行を図ります。	●あねっこバス既設路線及び停留所の見直しを行い、安定運行を図ります。
		●民間事業者からの経費負担も検討しながら、観光デマンドタクシーの制度構築を行います。(再掲)	●観光デマンドタクシー運営を支援しながら、利用しやすい二次交通制度を検討します。(再掲)	●継続して観光デマンドタクシー運営を支援しながら、利用しやすい二次交通制度を検討します。(再掲)
(2) 二次交通対策による利便性の確保 (雫石駅から町内観光施設等への移動手段の不便を解消し、観光客等への利便性を確保する二次交通の整備を検討します。)	○観光交流推進事業			
(3) 鉄道交通対策による利便性の向上 (JR東日本などと連携し、 [*] 交通結節点でのサービスと利便性の向上に努めます。また、効率的なダイヤ運行をJR東日本など関係機関に強く要望します。)	○生活交通対策事業	●JR東日本に対し、効率的なダイヤ運行及び秋田新幹線の雫石駅停車本数の増便を要望します。		

※ 交通結節点…複数または異なる交通手段を相互に連絡する乗り換え、乗り継ぎ場所。具体的な施設として鉄道駅、バスターミナル、自由通路、駅前広場などがある。

2 みんなで目指す目標（成果指標）

指標名		計画策定時	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
公共交通機関の利便性 に対する不満足度	目標値		30.0%	25.0%	25.0%	20.0%	20.0%
	実績値	35.9%	-	25.6%	-	27.0%	

【指標の説明】

- 公共交通機関の利便性に対する不満足度：住民意識調査において、「あまり満足していない」、「まったく満足していない」と回答した人の割合。公共交通機関に対する利便性の状況を示す指標。